

沖縄県立博物館紀要

第 13 号

1 9 8 7

沖縄県立博物館

目 次

那覇市小禄金城俗称〔上の毛〕の植物	日 越 国 昭・新 城 和 治	1
三線鑑賞会について	宜 保 榮治郎	17

〈資料紹介〉

県立博物館の織物Ⅱ 一紋織	大 城 志津子・与那嶺 一 子	31
孫億筆『松鶴図』・『花鳥図』	津波古 聰	49
御仮屋守日記	上江洲 敏 夫	①

那覇市小禄金城 俗称〔上の毛〕の植物

日 越 国 昭[★]

新 城 和 治^{★★}

はじめに

調査地は、那覇市小禄の元米軍基地が解放され、区画整理が開始されている範囲内にあり、国道331号線に近く字赤嶺と字安次嶺との境界にある海拔50.2mを最高所とする丘で俗称上の毛（ウイヌモウ）と呼ばれている。

この丘は、北西から南東に伸びる新生代第三紀の泥板岩および砂岩を基盤とし、最高所付近に第四紀の琉球石灰岩が痕跡的に残存する。米軍基地時には、最高所付近にタンクが設置され丘全体は緑地として残されていた地域である。

解放後は、尾根部のやや平坦な部分が耕作された形跡があり、また、ほぼ同じ場所に新たにより大きな水タンクが設置されている。

植生は、部分的に常緑広葉樹林も見られるが、ギンネム林が広い面積を占め、モクマオウ林なども有り人為的攪乱が強かったことを示している。

この地域周辺は、小禄金城土地区画整理事業の一環で盛んに工事が進行中であり、調査中にも隣接地で新設の金城小学校建設工事が完成まぢかであった。

区画整理事業によって、この丘も水タンク周辺をわずかに残して土地を削り平坦にし、住宅地にする予定になっている。

この調査は、那覇市教育委員会の依頼により、昭和61年3月20日および31日に実施したもので、植生図、植物社会学的調査それに植物相の調査を実施した。

これを報告するにあたり調査の機会を与えて下さった那覇市教育委員会、および調査に同行し協力していただいた同教育委員会の奥土晴夫氏に対し深甚なる謝意を表する。

1. 調査方法

植生図は現地踏査と空中写真により、相観別に図化した。

植物社会学的調査は、調査地域内で識別された植生のうち可能な限り均質な林分を選び、最小面積以上の調査区を設置した。調査区内では、階層構造の分化に従って高木層、

(★ ひごし くにあき 沖縄県立博物館学芸員)

(★★ しんじょう かずはる 琉球大学教育学部助教授)

亜高木層、低木層、草本層を識別した。さらに識別した各階層ごとに出現するそれぞれの種類ごとに以下に示す被度、群度を調査した。また、調査区の面積に対する各階層に出現する植物の葉群の被覆率、すなわち各階層の植被率を測定し、各調査区の海拔高度、傾斜角度、傾斜方位、風当たり、日当たり、基盤岩、土壤の乾湿なども記録した。

被度と群度についてはBraun-Blanquet(1964)の全推定法に基づいて以下の基準で行った。

被度：調査区内の植物の種ごとの占有率を6段階表示したもの。

5：調査面積の75%～100% (3/4～1) を占めている。

4：“ 50%～75% (1/2～3/4) を占めている。

3：“ 25%～50% (1/4～1/2) を占めている。

2：“ 5%～25% (1/20～1/4) を占めている。

1：“ 1%～5% (1/100～1/20) を占めている。

+：“ 1% (1/100) 以下

群度：個々の植物がどのように生育しているかをあらわす測度で次のように区分している。

5：調査区内にカーペット状に生育しているもの。

4：カーペット状に穴があいているような状態または大きなまだら状に生育しているもの。

3：まだら状、群状に生育しているもの。

2：小群状に生育しているもの。

1：単独に生えているもの。

植物相については、調査地域内を踏査し出現する種を記録するとともに、疑問種については持ち帰り同定した。

2. 調査結果

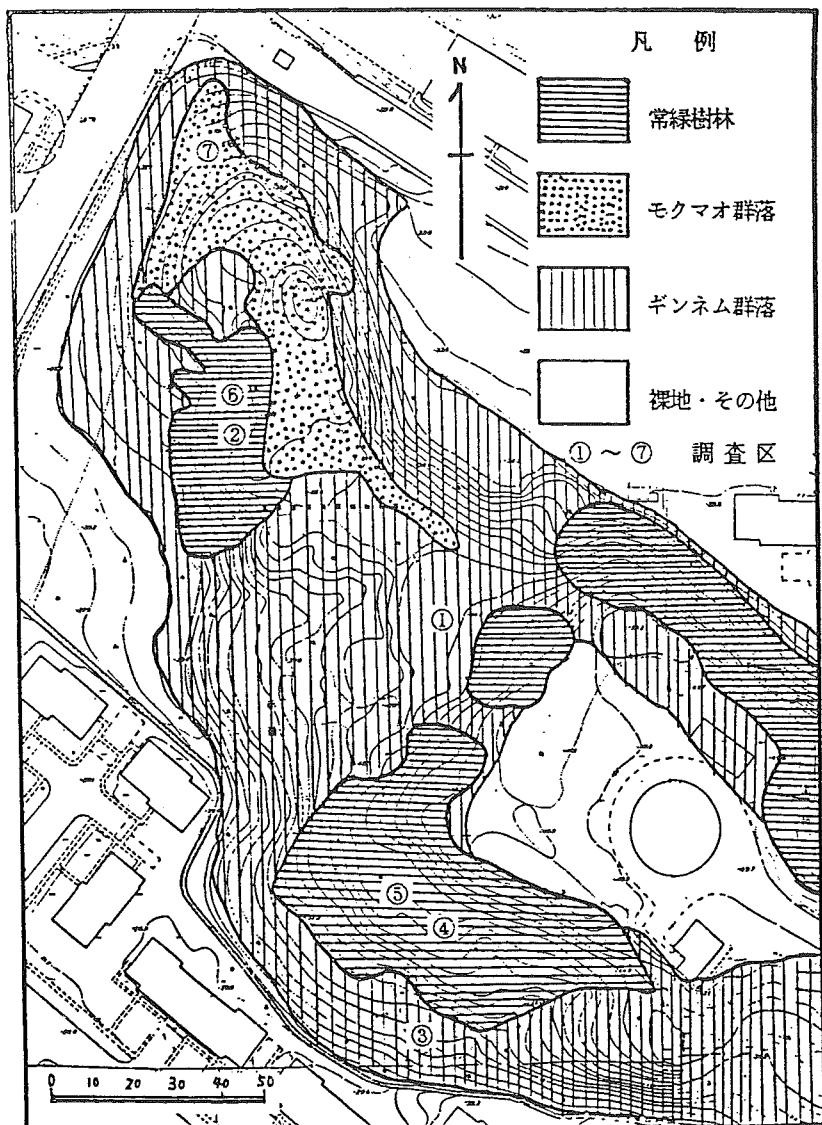
(1) 植生図

植生図は、純粹の科学的研究やある地域の開発などの立地判断、それに自然の保護・管理・復元など、多岐にわたるあらゆる計画の基礎図として作成される。

今回の調査で、地域全体の植生の把握および今後調査地域がほとんど開発されることから、記録保存的な意味で、相観的にとらえた植生図を作成した。

植生図の結果を見ると、特に地形・人為の関わりの強弱の度合いが見てとれる。尾根部は、無植生、モクマオウ群落、ギンネム群落それに放棄畠、急な斜面部は常緑樹林、そして人が侵入し攪乱しやすい斜面下部はギンネム群落が発達している。面積的には、ギンネ

那霸市小禄金城の俗称「上の毛」植生図



ム群落が広い範囲を占め、モクマオウ群落が一番狭い。

(2) ギンネム群落

ギンネムは熱帯アメリカ原産のマメ科植物であるが、現在亜熱帯から熱帯の各地にひろがっている。明治43年国頭農学校が綠肥としてスリランカより導入したが、現在は野生状態となって各地に群落が出来ている（以上 1982：天野鉄夫）。

本地域では、特に人為の攪乱の強い斜面の部分に発達している。調査地番号①の地域

は、尾根部に位置し常緑広葉樹林に隣接している。

調査地番号①では樹高が9mと高く、また、各階層の植被率・出現種数も多い。高木層はギンネムが特に優占し、ツル性のタイワンクズも出現する。亜高木層もギンネム、タイワンクズが出現する。低木層は前2種の他にクワノハエノキ、ネズミモチ、ホルトノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、リュウキュウクロウメモドキ、アカギ、マサキ、シマグラ、オオムラサキシキブなどの木本とノアサガオ、ヘクソカズラ、タイワンアキグミなどのツル植物が出現する。草本層は27種と多数出現し、前記の木本の種以外にヒラミレモン、トペラ、ナガミボチョウジ、クスノハガシワ、オキナワシャリンバイ、イヌビワ、オオシマコパンノキなどが出現する。

調査区番号③は調査地の南東に位置し、胸高直径も小さく、全階層でわずか7種が出現し、植被率も全体的に低い。この林分は一番人為的攪乱が強く、成林してから期間が短いと思われる。

(3) モクマオウ群落

本群落は調査地域の北西側の尾根筋に発達している。モクマオウはオーストラリア原産で、沖縄には明治41年国頭農学校が台湾より種子を導入して植栽したのがはじまりである(以上 1982: 天野鉄夫)。この群落は、高木林ではあるが一般的に他の高木の群落と比較して出現種数、被度、群度が低くなるのが特徴である。

高木層は、樹高14mで高く他の群落より目だって高い。31種出現し、木本はわずか7種と少なく、他は畠地や路傍の雑草に類する種が出現する。

(4) 常緑広葉樹林

全体的に人為的攪乱が強い地域であるが、その中にあって部分的に自然林が回復しつつある。この自然林は、沖縄本島の中南部に広くみられるリュウキュウガキーナガミボチョウジ群団に属する森林であるが、この那覇市では年々減少してきている。

本調査地域内ではおもに南側の斜面上部に発達している。本樹林の中で均質な林分の部分を選び、20m×20mの4つの調査区を設け調査し、4調査区内で62種が出現した。

調査区番号②は、調査地域の北西部に位置しやや凹地になった地域である。調査区内に28種出現し、高木層は8種出現し、樹高12mと高く、植被率も90%に達している。その中でアコウが被度・群度とも4で最も優占し、クロヨナ、リュウキュウマツ、ハゼノキその他が出現する。亜高木層は、9種出現し、植被率40%、低木層は20種・40%であり発達していない。草本層は34種出現し、植被率は60%でホシダやクワズイモが多い。

調査区番号④は、調査地域の水タンクの南下方斜面に位置しているが、やや平坦で石垣

などが有り、那覇市教育委員会の話では当間ノロヤドの跡ではないかとのことである。調査区内で25種出現する。高木層は8種出現し、樹高11.5m、植被率80%で、ハマイヌビワが優占し、アカギ、カキバカンコノキ、アコウなどが多い。亜高木層は5種出現し、それぞれの被度も+で植被率も低く、発達してない。低木層は21種出現し、植被率50%でネズミモチ、ナガミボチョウジその他が出現する。草本層は26種出現し、植被率80%で発達している。クワズイモが被度・群度とも4で優占し、ホシダ・ナガミボチョウジその他が出現する。

調査番号⑤は④の西側に隣接する地域で、④と同様に石垣など人の生活の跡が残っている部分である。調査区内で26種出現する。高木層は、樹高9.5m、植被率70%，出現種数が9種で、シマグワ、ガジュマル、アカギその他が出現する。亜高木層は、出現種数8種で植被率20%とあまり発達していない。低木層は植被率50%で20種出現し、ナガミボチョウジ、フカノキなどが目立つ種であるが、クワズイモ、ゲットウなどの草本がこの層までできているのが特徴である。草本層は植被率60%で26種出現し、クワズイモ、ホンダなどが優占し、他の種はあまり目立たない。

調査区番号⑥は②の北側に位置し、基盤岩が小碌砂岩層で地形は凹凸が激しく、調査区内に防空壕が開口している。高木層は出現種数が6種であるが、植被率80%でハゼノキ、ハマイヌビワ、クロヨナなどが多い。亜高木層は出現種数が9種であるが、各種の被度が小さく植被率も20%と低い。低木層は、出現種数が27種と多いけれどもイヌビワがやや目立つ程度である。草本層は30種出現し、植被率60%でクワズイモ、ホシダが優占する。

おわりに

本調査地域一帯は、土地区画整理事業によって近ぢか現況が改変され、住宅地となる予定である。

那覇市は、全体的に公園緑地の面積が小さく、今後増やす必要があると思われる。当該地に隣接して小学校・中学校・高等学校が新たに設置される。森林は台風、地震、火災などの天災に強く周囲もそれらのものから守る、大気を浄化する、防音効果がある、情操教育の場となる、その他の公益的機能がある。よって、本地域の森林を残すことによって、近くの学校の野外の自然教育の場として、あるいは住宅地の環境維持に活用することができる。また、潜在自然植生を知る上でも残すのが望ましいといえる。

もし、残すのであれば本地域の潜在自然植生に最も近く、また、前述の公益的機能が最も大きい常緑樹林をそのまま残し、それを核として裸地・モクマオウ群落・ギンネム群落の部分のモクマオウやギンネムを伐採し、今回の調査結果にある常緑樹林の特に高木層の構成種を植栽し、自然の森をつくっていくべきであると考える。

参考文献

- 佐々木好之編 1973 植物社会学. 共立出版. 東京.
- 初島住彦 1975 琉球植物誌. 追加. 訂正版. 沖縄生物教育研究会. 沖縄.
- 初島住彦・天野鉄夫 1977 琉球植物目録. でいご出版社. 沖縄.
- 島袋敬一 1981 琉球シダ目録. ひるぎ社. 沖縄.
- 新納義馬他 1985 万座毛石灰岩植物群落調査報告. 恩納村教育委員会. 沖縄.

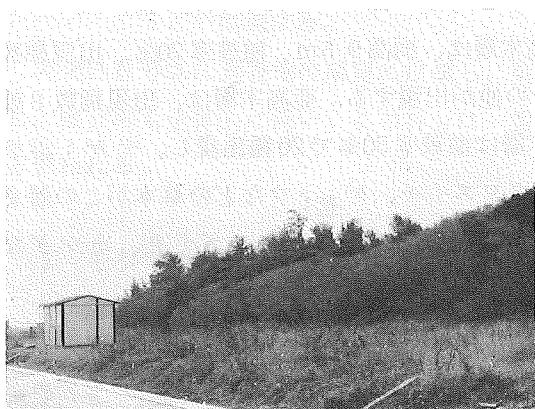


写真1. 調査地南から北東部を望む。

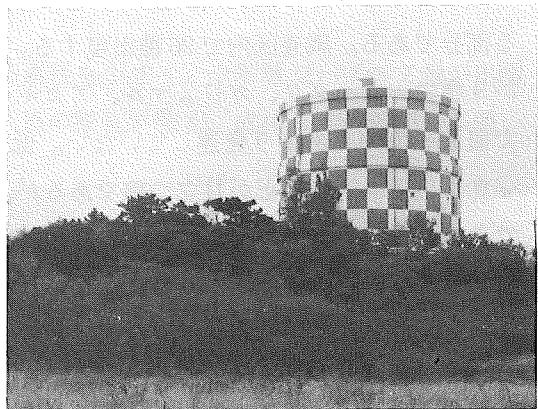


写真2. 水タンク周辺の景観
手前はギンネム群落。



写真3. 北東部の景観
突出しているのがモクマオウ群落。



写真4. 北東部の常緑樹林。

(2) ギンネム群落

調査地番号	①	③	アカギ	+
調査年月日	'86. 3 / 20		マサキ	+
調査査地	小禄		タイワンアキグミ	+
調査面積 (m ²)	100	100	シマグワ	+
傾斜方位	0	sw 10°	オオムラサキシキブ	+
傾斜角度 (°)	0	10	草本層	
高木層 高さ (m)	9	7	タイワンアキグミ	1•2 +
" 植被率 (%)	70	60	イヌホウズキ	+•2 +•2
亜高木層 高さ (m)	5	4	ギンネム	+•2 +•2
" 植被率 (%)	20	10	タイワンクズ	+•2 +
低木層 高さ (m)	2	1.5	ヒラミレモン	+
" 植被率 (%)	30	1	ハルノノゲシ	+
草本層 高さ (m)	0.8	0.5	ムラサキカタバミ	2•3
" 植被率 (%)	30	1	トベラ	+•2
出現種数	30	6	タブノキ	+•2
高木層			アカギ	+•2
ギンネム	4•4	4•4	ナガミボチョウジ	+•2
タイワンクズ	1•2	+	シマグワ	+•2
亜高木層			クスノハガシワ	+•2
ギンネム	2•3	2•3	ノアサガオ	+•2
タイワンクズ	+•2		ツルソバ	+•2
低木層			オキナワシャリンバイ	+•2
ギンネム	2•3	+•2	クワズイモ	+
クワノハエノキ	1•2		マサキ	+
タイワンクズ	+•2		クワノハエノキ	+
ネズミモチ	+•2		ヘクソカズラ	+
ホルトノキ	+•2		ネズミモチ	+
タブノキ	+•2		イヌビワ	+
ノアサガオ	+		オオシマコバンノキ	+
ゲットウ	+		オニタビラコ	+
ヤブニッケイ	+		ハナイバナ	+
リュウキュウクロウメモドキ	+		シナガワハギ	+
ヘクソカズラ	+		タチアワユキセンダングサ	+

(3) モクマオウ群落

調査地番号	⑦	傾斜方位	N
調査年月日	'86. 3 / 20	傾斜角度 (°)	10
調査査地	小禄	高木層 高さ (m)	14
調査面積 (m ²)	400	" 植被率 (%)	60

亞高木層	高さ(m)	6	エダウチヂミザサ	+•2
"	植被率(%)	10	タイワソコスミレ	+•2
低木層	高さ(m)	2.5	ムラサキカタバミ	+•2
"	植被率(%)	15	ムラサキイノコヅチ	+•2
草本層	高さ(m)	0.5	コゴメスゲ	+•2
"	植被率(%)	70	アオスゲ	+•2
出現種数		31	シマグワ	+•2
			カタバミ	+•2
高木層			アオイゴケ	+•2
モクマオウ		4•4	チガヤ	+•2
亞高木層			ジンバリ	+•2
ギンネム		1•2	アキノノゲシ	+•2
ヘクソカズラ		+•2	テッポウユリ	+•2
低木層			ヘクソカズラ	+•2
ギンネム		2•3	リュウキュウボタンズル	+•2
ヘクソカズラ		+•2	グラジオラス	+•2
シマグワ		+	ススキ	+•2
タイワソクサギ		+	ホシダ	+
草本層			イスビワ	+
タチアワユキセンダングサ		4•4	ハルノノゲシ	+
ヤエムグラ		1•2	カキバカンコノキ	+
ヤブジラミ		1•2	ツボクサ	+
シマアザミ		1•2	ルリハコベ	+
ギンネム		+•2	カンコノキ	+

(4) 常録広葉樹林

調査地番号	(2)	(4)	(5)	(6)	高木層	
調査年月日		1986. 3. 20			シマグワ	1•2
調査地		那覇市、小禄、金城			カキバカンコノキ	2•2
調査面積(m ²)	400	400	400	400	ガジュマル	1•1
傾斜方位	sw40°	0	0	sw40°	アコウ	4•4
傾斜角度(°)	20	0	0	15	ハマイヌビワ	3•3
高木層 高さ(m)	12.0	11.5	9.5	90	クロヨナ	2•2
" 植被率(%)	90	80	70	80	ハゼノキ	2•1
亞高木層 高さ(m)	6.0	5.5	6.5	5.5	アカギ	2•1
" 植被率(%)	40	5	20	20	タイワソクサギ	1•1
低木層 高さ(m)	3.0	3.0	2.5	3.0	ヤブニッケイ	1•1
" 植被率(%)	40	50	50	50	クワノハエノキ	1•1
草本層 高さ(m)	1.0	1.0	1.0	0.8	リュウキュウマツ	2•2
" 植被率(%)	60	80	60	60	タイワソクサギ	1•2
出現種数	45	32	38	46	ギンネム	1•2
					タブノキ	1•1

クスノハガシワ		1・1	サンゴジュ	+	+	+
亜高木層			クワズイモ	1・2	1・2	
シマグワ	+	1・2	リュウキュウチク		+・2	+・2
ホルトノキ	+	1・2	アカテツ		+	+・2
アカギ	2・2	+	ゲッキツ	+	+	
フカノキ	1・2	+	タイワンアキグミ	+	+	
ネズミモチ	1・2	+	ハマイヌビワ	+	+	
サンゴジュ		+・2	ビロウ		1・2	
オオムラサキシキブ		+	クチナシ	+・2		+
リュウキュウボタンズル	1・2		リュウキュウクロウメモドキ	+・2		
ギンネム		1・2	オオバギ	+		
リュウキュウチク		1・2	リュウガン	+		
アカテツ	1・1		ギョクシンカ		+	
クチナシ	+・2		カキバカソコノキ		+	
カニクサ	+		ハゼノキ		+	
イヌビワ	+		クロヨナ		+	
ハマセンナ	+		フクマンギ		+	
タブノキ	+		ソテツ		+	
ガジュマル	+		シマヤマヒハツ		+	
オオシマコバンノキ		+	オオシマコバンノキ		+	
ハマイヌビワ		+	リュウキュウボタンズル		+	
クスノハガシワ		+	草本層			
タイワンウォクサギ		+	クワズイモ	2・2	4・4	3・3
リュウキュウクロウメモドキ		+	ホシダ	3・3	3・3	3・3
フクマンギ		+	ナガミボチョウジ	+・2	2・3	1・2
低木層			ヤブラン	+・2	+・2	+・2
ナガミボチョウジ	1・2	2・3	トベラ	+・2	+・2	+・2
ネズミモチ	+・2	2・3	カニクナ	+・2	+・2	+・2
イヌビワ	1・2	+	イヌビワ	+・2	+・2	+・2
クワノハエノキ	1・2	1・2	ネズミモチ	+・2	+	+・2
ホルトノキ	1・2	1・2	タイワンアキグミ	+	+・2	+・2
カニクサ	1・2	1・2	タブノキ	+	+・2	+・2
アカギ	1・2	1・2	サンゴジュ	+	+	+・2
ゲットウ	1・2	+	ヘクソカズラ	+	+・2	+
マサキ	+・2	+	イノモトソウ	1・2	+・2	+・2
クスノハガシワ	+	+	フカノキ	+	1・2	+
フカノキ	+・2	1・2	ホルトノキ	+・2	+・2	+
トベラ		1・2	ヤブニッケイ	+・2	+	+
シマグワ		+	マサキ	+・2	+	+
オオムラサキシキブ	+・2		クスノハガシワ	+	+	+
タブノキ	+	+・2	アカギ	+	+	+
ヤブニッケイ	+	+	オニヤブソテツ	1・2	+	

ムラサキカタバミ	+•2		+•2	カラムシ		+•2
クワノハエノキ		+•2	+•2	ヒラミレモン	+	
クロヨナ	+•2		+	オオムラサキシキブ	+	
カキバカンコノキ	+	+		フクマンギ	+	
コゴメスグ	+		+	ケホシダ	+	
ハゼノキ	+		+	シマグワ	+	
オオシマコバンノキ	+		+	オオバギ	+	
ノアサガオ	+		+	ツルモウリンカ	+	
シマヤマヒハツ		+	+	タシロスグ	+	
ゲッキツ	+		+	セイロンマンリョウ	+	
ススキ	+		+	リュウキュウボタンズル	+	
オニタビラコ	+		+	オオイタビ	+	
ギンネム		+	+	ビロウ	+	
ゲットウ	1•2			サルカケミカン	+	
クチナシ	+•2			エダウチヂミザサ	+	
アオスグ	+•2			リュウキュウクロウメモドキ	+	

那霸市小禄金城
俗称「上の毛」の植物目録

Pteridophyta	シダ植物
Schizaeaceae	カニクサ科
Lygodium japonicum (Thunb.) Swartz	カニクサ
Oleandraceae	ツルシダ科
Nephrolepis auriculata (L.) Trimen	タマシダ
Nephrolepis auriculata x Nephrolepis biserrata	ヒメホウビカンジュ
Pteridaceae	イノモトソウ科
Pteris ensiformis Burmann	ホコンダ
Pteris multifida Poiret	イノモトソウ
Pteris ryukyuensis Tagawa	リュウキュウイノモトソウ
Dryopteridaceae	オシダ科
Cyrtomium falcatum (L. f.) Presl	オニヤブソテツ
Thelypteridaceae	ヒメシダ科
Thelypteris acuminata (Hourtt.) Morton	ホシダ
Thelypteris parasitica (L.) Fosberg	ケホシダ
Spermatophyta	種子植物
Gymnospermae	裸子植物
Cycadaceae	ソテツ科
Cycas revoluta Thunb.	ソテツ
Podocarpaceae	マキ科
Podocarpus macrophylla (Thunb.) D.Don	イヌマキ
Pinaceae	マツ科
Pinus luchuensis Mayr	リュウキュウマツ
Angiospermae	被子植物
Dicotyledoneae	双子葉植物
Archichlamydeae	離弁花類
Casuarinaceae	モクマオウ科
Casuarina equisetifolia J. R. & G. Forst.	モクマオウ
Ulmaceae	ニレ科
Celtis boninensis Koidz.	クワノハエノキ

	Moraceae	クワ科
Ficus erecta Thunb.		イヌビワ
Ficus microcarpa L. f.		ガジュマル
Ficus pumila L.		オオイタビ
Ficus superba (Miq.) var. Japonica Miq.		アコウ
Ficus virgata Reinw. ex Blume		ハマイヌビワ
Morus australis Poir.		シマグワ
	Urticaceae	イラクサ科
Boehmeria nivea (L.) Gaudich.		
f. viridula (Yamamoto) Hatusima		ノカラムシ
	Polygonaceae	タデ科
Polygonum chinense L.		ツルソバ
	Amaranthaceae	ヒユ科
Achyranthes aspera L. var. rubro-fusca Hook. f.		ムラサキイノコヅチ
	Ranunculaceae	キンポウゲ科
Clematis grata Wall. var. ryukyuensis Tamura		リュウキュウボタンヅル
	Lauraceae	クスノキ科
Cinnamomum japonicum Sieb.		ヤブニッケイ
Persea thunbergii (s. et z.) Kostermans		タブノキ
	Pittosporaceae	トベラ科
Pittosporum tobira (Thunb.) Aiton		トベラ
	Rosaceae	バラ科
Rhaphiolepis indica (L.) Lindl. var. insularis Hatusima		オキナワシャリンバイ
	Leguminosae	マメ科
Erythrina variegata L. var. orientalis (L.) Merr.		デイゴ
Leucaena leucocephala (Lamk.) de Wit		ギンネム
Melilotus suaveolens Ledeb.		シナガワハギ
Ormocarpum cochinchinense (Lour.) Merr.		ハマセンナ
Pongamia pinnata (L.) Pierre		クロヨナ
Pueraria montana (Lour.) Merr.		タイワンクズ
	Oxalidaceae	カタバミ科
Oxalis corniculata L.		カタバミ
Oxalis corymbosa DC.		ムラサキカタバミ

	Rutaceae	ミカン科
Citrus depressa hayata		ヒラミレモン
Murraya paniculata (L.) Jack		ゲッキツ
Toddalia asiatica (L.) Lam.		サルカケミカン
	Euphorbiaceae	トウダイグサ科
Antidesma pentandrum (Blanco) Merr.		シマヤマヒハツ
Bischifia javanica Blume		アカギ
Breynia officinalis Hemsl.		オオシマコバンノキ
Glochidion obovatum Sieb. & Zucc.		カシコノキ
Glochidion zeylanicum (Gaertn.) A.Juss.		カキバカンコノキ
Macaranga tanarius (L.) Muell. -Arg.		オオバギ
Mallotus philippensis (Lam.) Muell. -Arg.		クスノハガシワ
	Anacardiaceae	ウルシ科
Rhus succedanea L.		ハゼノキ
	Celastraceae	ニシキギ科
Euonymus japonicus Thunb.		マサキ
	Sapindaceae	ムクロジ科
Euphoria longan Steud.		リュウガン
	Rhamnaceae	クロウメモドキ科
Rhamnus liukiuensis (Wils.) Koidz.		リュウキュウクロウメモドキ
	Vitaceae	ブドウ科
Ampelopsis brevipedunculata Trautv.		
var. hancei (Plach.) Rehd.		テリハノブドウ
	Elaeocarpaceae	ホルトノキ科
Elaeocarpus sylvestris (Lour.) Poir.		ホルトノキ
	Malvaceae	アオイ科
Hibiscus tiliaceus L.		オオハマボウ
	Theaceae	ツバキ科
Eurya emarginata (Thunb.) Makino		ハマヒサカキ
	Violaceae	スミレ科
Viola philippica Cav.		タイワンコスミレ
	Elaeagnaceae	グミ科
Elaeagnus thunbergii Serv.		タイワンアキグミ

	Myrtaceae	フトモモ科
Psidium guajava L.		バンジロウ
	Araliaceae	ウコギ科
Schefflera octophylla (Lour.) Harms		フカノキ
	Umbelliferae	セリ科
Centella asiatica (L.) Urban		ツボクサ
Torilis japonica (Houtt.) DC.		ヤブジラミ
	Metachlamydeae	合弁花類
	Myrsinaceae	ヤブコウジ科
Ardisia sieboldii Miq.		モクタチバナ
Ardisia elliptica Thunb.		セイロンマンリョウ
	Primulaceae	サクラソウ科
Anagallis arvensis L. f. caerulea Baumg.		ルリハコベ
	Sapotaceae	アカテツ科
Planchonella obovata (R. Br.) Pierre		アカテツ
	Oleaceae	モクセイ科
Ligustrum japonicum Thunb.		ネズミモチ
	Asclepiadaceae	ガガイモ科
Tylophora tanakae Maxim.		ツルモウリンカ
	Convolvulaceae	ヒルガオ科
Dichondra micrantha Urban		アオイゴケ
Ipomoea acuminata (Vahl) Roem. et Schult.		ノアサガオ
	Boraginaceae	ムラサキ科
Bothriospermum tenellum (Hornem.) Fischer et Meyer		ハナイバナ
Ehretia microphylla Lamk.		フクマンギ
	Verbenaceae	クマツヅラ科
Callicarpa japonica Thunb. var. luxurians Rehd.		オオムラサキシキブ
Premna corymbosa (Burm. f.) Rottb. et Willd.		
var. obtusifolia (R. Br.) Fletcher		タイワンウオクサギ
	Solanaceae	ナス科
Solanum nigrum L.		イヌホウズキ
	Rubiaceae	アカネ科
Galium spurium L. var. echinospermum (Wallr.) Hayek		ヤエムグラ

<i>Gardenia jasminoides</i> Ellis	クチナシ
<i>Paederia scandens</i> (Lour.) Merr.	ヘクソカズラ
<i>Psychotria manillensis</i> Bartl. ex DC.	ナガミボチヨウジ
<i>Tarennia gyokushinkwa</i> Ohwi	ギョクシンカ
Caprifoliaceae	スイカズラ科
<i>Viburnum odoratissimum</i> Spr.	
var. <i>awabucki</i> (Koch) K. Koch	サンゴジュ
Compositae	キク科
<i>Bidens pilosa</i> L. var. <i>radiata</i> Sherff	タチアワユキセンダングサ
<i>Cirsium brevicaule</i> A. Gray	シマアザミ
<i>Erigeron sumatrensis</i> Retz.	オオアレチノギク
<i>Farfugium japonicum</i> (L.) Kitamura	ツワブキ
<i>Ixeris debilis</i> (Thunb.) A. Gray	ジシバリ
<i>Lactuca indica</i> L.	アキノノゲシ
<i>Sonchus asper</i> (L.) Hill.	オニノゲシ
<i>Sonchus oleraceus</i> L.	ハルノノゲシ
<i>Youngia japonica</i> (L.) DC.	オニタビラコ
Monocotyledoneae	単子葉植物
Gramineae	イネ科
<i>Bambusa multiplex</i> (Lour.) Rauschel	ホウライチク
<i>Brachiria mutica</i> (Forsk.) Stapf	パラグラス
<i>Imperata cylindrica</i> Beauv.	
var. <i>major</i> (Nees) C. H. Hubbard et Vaughan	チガヤ
<i>Miscanthus sinensis</i> Anders.	ススキ
<i>Oplismenus compositus</i> (L.) Beauv.	エダウチヂミザサ
<i>Pleioblastus linearis</i> (Hack.) Nakai	リュウキュウチク
<i>Sporobolus fertilis</i> (steud.) W. D. Clayton	ネズミノオ
Cyperaceae	カヤツリグサ科
<i>Carex breviculmis</i> R. Br.	アオスゲ
<i>Carex brunnea</i> Thunb.	コゴメスゲ
<i>Carex sociata</i> Boott.	タシロスゲ
Palmae	ヤシ科

<i>Arenga tremula</i> (Blanco) Becc.		
var. <i>engleri</i> (Becc.) Hatusima		クロツグ
<i>Livistona chinensis</i> R. Br. var. <i>subglobosa</i> Becc.		ビロウ
	Araceae	サトイモ科
<i>Alocasia odora</i> (Roxb.) C. Koch		クワズイモ
	Liliaceae	ユリ科
<i>Lilium longiflorum</i> Thunb.		テッポウユリ
<i>Liriope tawadae</i> Ohwi		ヤブラン
<i>Smilax sebeana</i> Miq.		ハマサルトリイバラ
	Iridaceae	アヤメ科
<i>Gladiolus x gandavensis</i> van Houtte		グラジオラス
	Zingiberaceae	ショウガ科
<i>Alpinia speciosa</i> (Wendl.) K. Schum.		ゲットウ

三線鑑賞会について

宣保 榮治郎*

8年前、ハワイから三線の名器「西平開鐘」が帰って来た時に、ちょっとした騒動があった。というのは、これまで県指定の三線が11丁あるが、西平開鐘は戦前にそれ等を上回る評価（五開鐘の一つであった）を受けていたからである。18世紀頃の真壁里主が作った真壁型の中から特に音質の良いのを五つ選定し五開鐘と名付け、首里王家で愛用したと伝えられる。盛島開鐘、城開鐘、アマダンチャ開鐘、湧川開鐘、西平開鐘がそれである。五開鐘のうち、盛島開鐘、城開鐘、アマダンチャ開鐘は戦争で行方不明、湧川開鐘は傷跡を残したが県指定を受けており、戦前米国の仲間良樽金氏の下に行っていた湧川開鐘が里帰りをしたわけである。

早速、関係者により教育庁文化課に県指定の話を持ち上がり指定基準に照らして、指定手続きの作業が薦められたが専門家の鑑定により保留になった経緯がある。然し、その後、盛島開鐘が当館に寄贈され、準開鐘の富盛開鐘もハワイから里帰りし県立芸大に寄贈されるようになると、関係者の間からあらためて、三線の現況調査の必要性と、県指定を増やす必要があると言う動きが出はじめた。けれども、先記のように愛好家や関係者の熱意があればあるほどそれが、複雑微妙な動きになり指定業務が薦め難くなるようになった。そこで私が当館に勤務し、五開鐘の筆頭である盛島開鐘と準開鐘級の志多伯開鐘に親しく接するに及んで鑑賞会を企画したわけである。その目的を整理すると次のようになる。

- 1、文化財の指定制度を積極的に押し薦めること。
- 2、戦争で散り散りになっていた貴重な三線の所在を確認すること。
- 3、三線評価方法の確立（戦前派の鑑定家と戦後派の鑑定家の共同討議）。
- 4、開鐘に続く名器・名工の育成。

である。さらに付け加えるならば昔でよく言われているように、三線が沖縄文化の代



(★ぎば えいじろう 沖縄県立博物館副館長)

表的なものであるならば、それに対応するような扱いと制度を設ける必要があるのではないかと言う私一流のお節介からである。その作業は博物館の会議室で月一回のスペースで次のように薦められている。

第1回 三線樂器鑑賞会 (日時: 昭和61年8月25日 / 場所: 県立博物館)

1、「西平開鐘」真壁型 (所有者: 野原 俊一 住所: 与那原町字与那原352)

特徴

ア、猿尾は象牙で継がれている。

イ、野に波形の斜めの木理が16波ある。

ウ、心に「西平開鐘」と銘が彫り込まれている。(開鐘は朱漆で銘が書かれているのが普通である。)

エ、重量 493g

(補注1) 琉球三味線宝鑑・池宮喜輝著によれば「本器は五開鐘の一西平開鐘である。屋部憲通氏が、伊是名殿内から譲り受け、後現所持者に渡った。五開鐘中沖縄戦後無傷で現存している名器で音面に特徴がある。戦前五開鐘の一つ」となっている。

(補注2) この名器は、米国の仲真良樽金が戦前沖縄から購入し、8年前に里帰りをした際に、県の文化財に指定しようとして保留された物である。この器の野にある波形の模様は、三線の壺(音の位置)を表すと言う伝説があったが、現在では木(木理)であるということが分かった。

2、「富盛開鐘」真壁型 (所有者: 県立芸大)

特徴

ア、心に「富盛開鐘」の朱書きの銘がある。

イ、糸倉の巾が4分7厘の広巾である。

ウ、材質は赤味掛かっている。(黒木ではなくユシ木の可能性あり。)

エ、重量 455g

3、「屋良部崎開鐘」真壁型 (所有者: 野原 俊一 住所: 与那原町字与那原352番地)

特徴

ア、天(中絃の範の上)に鶴目(赤い目)がある。中絃範の穴は赤味掛かっている。

イ、心に「×」印がある（野の延長線上）。

ウ、材は黒木である。

エ、重量 407g

オ、鳩胸の作り方に特長がある。

カ、心は下付き、野坂が深い6分。

（補注3）余屋良部崎ト言ウ三味線ヲ秘蔵セシニ依リ其ノ出所由来ヲ古老ニ就テ聴取シテ見ルト中々面白ヒ何故カト言ヘバ是レハ八重山島ノ屋良部崎ト言フ処ヨリ採取セシ黒木中ノ選良ナル優良材料ヲ以テ真壁里之子ト言ウ空前絶後ノ偉大ナル工士ノ制作品ニシテ尤モ会心ノ作トシテ古来重宝サレタル同氏制作品中ノ神品ト称スルモノナリト言ハレタルヲ以テココニ記シテ以テ後ニ示シ之ヲ伝家ノ秘蔵トナス（伝書より）

（補注4）昔、首里王から三味線の良材を八重山で求めるよう下知されたある人があった。方々を捜し廻るけれども気にいる黒木の良材は無かった。探しあぐねてとうとう屋良部崎まで来た。付近の海で漁をしている漁師にそのことを話すと漁師が岬の断崖に案内しこの木ですと言う。指さす方を見ると岩の間から黒木の枝が僅かばかり出ていた。

「これでは三味線は作れまい」と笑うと漁師は「裏へ回ってご覧なさい」と言うので言われた通り裏に廻ると黒木は岩の割れ目にはさまって見事なものであった由。この屋良部崎産の良材で作ったのがこの三線であると言う。

（宮城嗣周氏談）

（補注5）〔前持主〕首里金武御殿

〔その後の所有者〕ハワイホノルル市南ベレタニア街623

宮城 栄吉

〔備考〕真壁型の中でも特に鳩胸の形状他に類例がない。左の記録が添付されている。戦後五開鐘の一。

「屋良部崎開鐘は、八重山の屋良部崎より採取したる黒木の良材を以て真壁里之子、丹精を以て制作したる神器に付き屋良部崎開鐘と命名したるものなり。記して以て後世に示、伝家の家宝とす。金御殿 （琉球三味線寶鑑）」

4、「友寄開鐘」真壁型 （所有者：宮城 嗣幸 住所：与那原町字与那原579-1）

特 徵

ア、天の3分の1は継ぎ木されている。

イ、野坂は富盛開鐘に似る、鳩胸は鴨口与那に似る。

ウ、爪裏は白板。

エ、重量 410g

オ、材質は黒木。

カ、銘なし。

第2回 三線楽器鑑賞会 (日時: 昭和61年9月22日 / 場所: 県立博物館)



左から盛島開鐘、志多伯開鐘、川ノ上開鐘、江戸与那

1、「志多伯開鐘」真壁型 (真壁のタマイ型)

(所有者: 金城 紀光 住所: 保管県立博物館)

特 徵

ア、均整のとれた素晴らしい型である。

〔昭和30年5月23日 県指定有形文化財 (工芸)〕

イ、心 (野の延長線上) に「志多伯開鐘」と朱書きの銘あり。

ウ、心 (野の裏側) に「伊江御殿」の朱書きの銘あり。

エ、漆塗は割合新しいと思われる。

オ、天は少々右方にひねっている。(隠れが左より右が少ない、ひねりと関係がある)

カ、乳袋の左下に埋木傷有り。

キ、材質は黒木

ク、胴（チーガ）の内側に「志多伯」と墨書きされている。

2、「川の上開鐘」真壁型（志多伯と兄弟三線・真壁のタマイ型）（所有者：志多伯
に同じ）

特 徴

ア、心（野の延長線上）に「伊江」の朱書きの銘あり。

イ、心（野の裏側）に「川の上開鐘」と朱書きの銘あり。

ウ、糸蔵、天、鳩胸の3か所継ぎ木されている。（分銅型くさびで継がれて
いる）。

エ、長さ1尺5寸2分で普通型より5分短い。

オ、野に波形の木理がある。

カ、志多伯開鐘と好一対の名器である。

3、「盛島開鐘」真壁型（所有者：県立博物館）

特 徴

ア、爪先（鳩胸の部分）が少し欠けている。（横に線様の傷となっている）

イ、心の裏側に「盛島開鐘」と漆で朱書きされている。

ウ、心の先端にキーウテ小（木落ち部分を埋木細工すること）がある。

エ、棹の漆が赤味かかっている。

オ、材質は黒木。

カ、心シダシ（滑らかに手入れ）されている。

（補注1）「沖縄三味線の最高峰盛島開鐘と城開鐘は、ともに尚家の所蔵であ
ったが、戦時中邸内の防空壕に避難させてあったところ、空襲により消失し
たとのこと。」（三味線寶鑑）

（補注2）沖縄戦で行方不明になっていた盛島開鐘が、沖縄本島中部の方が保
管していることが分かり、元の所有者である尚家の肝入りで博物館に寄贈さ
れた。

（補注3）城開鐘について 与那原の屋号グシクマ（泉崎病院長の父）が戦前
尚家から購入し持っているのを見たことがある。故に戦争で無くなつた恐れ
がある。（宮城嗣周氏談）

4、「江戸与那」与那型 (所有者：県立博物館)

(昭和33年8月15日 県指定有形文化財 工芸)

特 徴

ア、心（横側）に三つの穴があって、上より順に大、中、小（3分、2分5厘、2分の大きさ）となっている。

イ、銘なし。

ウ、音面から天へかけて赤味がかっている。（横筋の白板）

エ、材質は黒木。

第3回 三線楽器鑑賞会 (日時：昭和61年10月27日 / 場所：県立博物館)

1、「平安座八太郎」真壁型

(所有者：安座間 弘 住所：具志川市喜屋武311-10)

特 徴

ア、小形真壁で均整がとれている。

イ、材質は黒木。

ウ、重量 427g

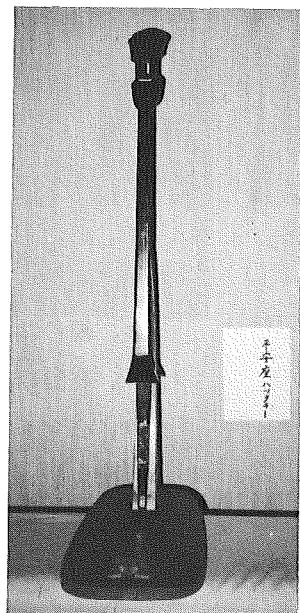
エ、音面の長さ 1尺5寸6分。

オ、鳩胸、野坂の位置で折れていたのを継いである。

カ、天裏に二か所、ひびがはいっている。

(補注1) 本品は安座間弘の祖父の時代に、首里の真栄田と言う人と馬一頭と交換した。「喜久山の三線」「宮里小の三線」とともに具志川の三名器の一つである。後の二つは戦争で行方不明。

(補注2) 本品には次のような逸話がある。「昔、船主で平安座ハッタラーという豪傑がいた。ある時その部下が彼を殺そうと企んだが、彼を慕っていた飯炊きが彼にそのことを告げたので、ハッタラーはこの愛用の三線を持って船から海に飛び込み難を逃れた」と言う。なお平安座ハテラーは実在の人で球陽にも出てくる。伊江島の芸能「南の島」にも鬼を退治する豪傑で出て来る。子孫は久志村を中心とした地域に住む。



平安座ハッタラー

ぐはいりょうたまぐしくよな
2、「御拝領玉城与那」与那型 (所有者：島袋 正雄 住所：沖縄市美里1-11-13)

特 徴

ア、心の両側に「玉城」「与那」と金字（ペイント）書きがある。

イ、材質は黒木。

ウ、重量 432g

(補注1) 由来書あり。首里、玉城御殿、玉城与那等。

(補注2) 大正10年の沖縄での三線品評会で求む、1968年(昭和43年6月)ホノルル市の新里多呂氏に譲り渡す。1984年7月12日、新里氏より島袋氏が譲り受ける。

しまおくでんらい よながた
3、「島袋伝来 与那型」(与那と真壁の折衷型か)

(所有者：島袋 正雄 住所：沖縄市美里1-11-13)

特 徴

ア、材質は黒木。

イ、重量 445g

ウ、音面の長さ 1尺5寸7分5厘

エ、全長 2尺5寸6分7厘

オ、心長 6寸7分5厘 玉城の銘あり

由 来

廢藩の頃、島袋の叔父知念松が求めたものを昭和41年に島袋正雄が譲り受けた。

第4回 三線楽器鑑賞会 (日時：昭和61年11月17日 / 場所：県立博物館)

1、久場の骨型 久場の骨型(太め)

(所有者：大村 運月 住所：那覇市首里久場川2-152-15)

特 徴

ア、久場春殿の小形化したもの。

イ、材質 黒木の一級品(木の狂いなし、心も真っ直ぐ)

ウ、銘なし。

2、小形真壁 (所有者：真崎 元章 住所：那覇市首里石嶺2-198-26)

特 徴

ア、均整のとれた上品な見事な形である。

イ、漆塗は、割合に新しいと思われる。

ウ、棹は少し左寄りに曲がっている。

エ、重量 412g

オ、全長 2尺5寸6分5厘、音面 1尺5寸9分5厘。

カ、心の上に「家傳 朝好」と書かれている。

由 来

戦争中、首里の人（婦人）から久志村の又吉が米と交換した。昭和26年の
旧盆のころに大村運月がB円10,000に三線一丁をつけて購入し、その後現
所有者の真崎に譲ったもの。

池宮喜輝は、首里仲田殿地のものであると言っていた。また文字を掘ったの
は田名親雲上であると屋部憲通は言っていた。これと兄弟がハワイに渡ったと
聞いている（大村 運月談）

3、「^{わくがーけーじょう}湧川開鐘」（王朝時代の五開鐘の一つ。昭和30年5月23日 県指定有形文化財
工芸）（所有者：高宮城 弘陽 住所：那覇市首里当の蔵2-13）

特 徴

ア、戦災で天に傷を受け（天の半分が焼失していた）たのを、戦後仲本三線
店が糸蔵から上を切断し新しい木で接続した。

イ、心の上方に「浦添御殿、真壁里主作」と朱書きがある。

ウ、下方に「湧川開鐘」と朱書きがある。

エ、右方に「壯猶堂」と朱書きがある。

オ、心は長方形である。

カ、漆塗は戦後物。チーガも戦後物。

（補注1）戦前五開鐘の一つ、湧川開鐘。高宮城朝篤氏の所蔵で沖縄戦の戦禍
にあい、面に傷を受け、改作。音面は幸に無傷。心に浦添御殿真壁里之子
作。壯猶堂湧川開鐘の銘がある。（三味線寶鑑）

第5回 三線楽器鑑賞会 （日時：昭和61年12月15日 / 場所：県立博物館）

1、「^{めい}銘入り志多伯」真壁型 （所有者：佐次田 清次 住所：石川市東恩納）

特 徴

ア、心に志多伯と朱書きされている。（但し後世に記入されたと思われる）

イ、心の先端は継ぎ足しされている。

ウ、重量 440g

エ、材質 黒木の上材

オ、心に、山城 松と白書きされている。

カ、漆塗は戦後であると思われる。

(補注1) 今次大戦終了当時、佐次田が600ドルで購入、1945年頃ハワイの山城松に渡り、昭和50年(海洋博の頃)佐次田家の家宝にと佐次田清増氏に戻り、1980年に清次が父から譲り受けた。

2、「当の知念大工」知念大工型 (所有者: 平良 淳亀 住所: 石川市東恩納40-1)

特徴

ア、材質 黒木

イ、漆塗は、割合新しい方である。

ウ、天及び鳩胸の線(筋)が知念大工形にしては際立っていない。

エ、心に銘記があったと思われるが、削り取られている。

オ、爪の左側に約9分位の戦時中に受けたと言われる欠損がある。

カ、重量 540g

由 緒 球陽下巻 二十二(817P) 尚泰王の頃「尚泰王6年、葵丑年、美里郡東恩納村 島袋筑登之親雲上の善行を褒嘉して爵位並びに物件を賜う。爵位、勢頭座敷、物件白木綿二反、三味線一丁。」とある三線であると伝えている。なお、島袋 筑登之親雲上は「当」の八代の祖である。

3、「仲加の小形真壁」真壁小形

(所有者: 平良 栄徳 住所: 石川市東恩納33 屋号「仲加」)

特徴

ア、材質 黒木(但し赤味を帯びる) 鶴目、大分弾かれた跡がある。

イ、銘なし。

ウ、小形真壁の上品な素晴らしい形である。(女三線と言われたものか)

エ、重量 340g

(補注1) 昭和21年6月頃に、父平良蒲吉が幸地亀千代より6千円と米一斗で石川市で求む。

第6回 三線楽器鑑賞会 (日時:昭和62年1月19日 / 場所:県立博物館)

1、「西原大徳銘入」南風原型 (所有者:内間 安信 住所:沖縄市宮里15)

特徴

- ア、心に西原大徳と刻字がある。
- イ、材料 黒木の上質材。
- ウ、乳袋は丸型で大きい。面はウフジラ(大型)である。
- エ、漆塗りは戦後と思われる。
- オ、心は荒削りであるが、少し左よりに曲がっている。
- カ、範の穴(男げん、女げんの間)の間隔が狭い。
- キ、重量 480g

(補注1) 今時の大戦中、首里の人が、国頭安波で一命を助けられた恩返しにと安田の人に呉れたもので、その後内間氏が求めた。

2、無銘 真壁型 (所有者:新垣正次郎 住所:石川市東恩納624)

特徴

- ア、野丸は与那型に似る。
- イ、心は右より少し曲がっている。
- ウ、材質 黒木(少し赤味掛かる)。
- エ、漆塗は相当古いと思われる。
- オ、重量 408g

(補注1) 昔、辻で評判の名器の一つであったと言う。戦後、幸地亀千代が愛用し、昭和22年頃当時1万円で売られ、その後、新垣氏が7,500円と三線1丁とで買いもとめた。

3、無銘 知念大工型 (所有者:新垣正次郎 住所:石川市東恩納624)

特徴

- ア、漆塗は割合新しい方である。
- イ、爪裏(ノミ型)は独特の荒削り。
- ウ、形がしっかりしていて、筋のはっきりした知念型。
- エ、心は真四角型。
- オ、範穴(ムデミー)、女げん下がり。
- カ、重量 480g

(補注1) 昭和42年頃、友利寛良氏が宮古から持って来た。昭和45年に新垣氏が三線(江戸与那)一丁と交換した。

4、宣受銘入、平仲知念 知念大工型

(所有者: 福地 優 住所: 沖縄市諸見1-6-23)

特 徴

- ア、型は真壁に類似(面は知念型に似る、爪は本来の知念型とは変わっている)。
- イ、上品な素晴らしい型である。
- ウ、心の上部に、宣受と刻字がある。
- エ、漆塗は割合新しい。
- オ、重量 443g

(補注1) 戦後、瑞ヶ覧朝保〔所有者の叔父〕から、福地家に贈られる。

第7回 三線楽器鑑賞会 (日時: 昭和62年2月23日 / 場所: 県立博物館)

1、「桑江良慎愛用の糸蔵長与那」与那型

(所有者: 島袋 信光 住所: 沖縄市知花172)

特 徴

- ア、型は江戸与那型類似の大型で糸蔵が長い。
- イ、最大の特長は、乳袋の作りがやや丸味を帯び、上品に出来ている。その為に勘所「五」「上」「乙」が弾きやすい。
- ウ、磯と畦の幅が同じ寸法である。
- エ、材質 黒木の上質材。
- オ、猿尾の当初の漆塗が残っている。
- カ、範は太く、先端には牛骨で出来た花弁16個がある。
- キ、重量 530g

由 緒

島袋信光の祖父の島袋永元が、客馬車用の馬を買う為に西原村小波津の馬喰の東内原の仁王主と連れだって那覇へ行く途中で、仁王主の三線の師匠である首里島小堀の桑江家の前を通りかかった。2、3曲聞く為に立ち寄った永元は、序に桑江愛蔵の三線二丁を見せられた。それは真壁と与那型であった。値段を聞くと与那が17円ぐらい、真壁はそれより5円上げであった。島

袋は与那が欲しくて交渉し、馬を買う為の金17円を即座に払って手にいれた。嬉しさの余り夜をついで知花の家まで帰った。父からは馬が三線になつたので大変おこられた。

翌日、内原の主は馬に乗って知花までやって来て、桑江さんが三線を手離したのを大変後悔しているので、昨日の買値で返して欲しいと持ち掛けたが、断つたので内原の主は帰つていった。暫くしてまた知花にやって来て、今度は5円上あげていから返してくれないか、そうでなければ真壁と換えてくれないか、頼んだが断つた。内原の主はねばつて一晩島袋の家に泊まって交渉したが、金を払つてからはこちらのものと断つたので諦めて帰つて行つた。この三線は誰にも触らせなかつた。

さて、沖縄戦が始まり島袋家では戦乱を避けて非難することになった。永元は大きな竹を三線の長さに切り、節を繰り抜いてその中に与那を入れ家の前の溝に渡してある石橋の天井に吊るして家を出た。戦争で捕虜になり具志川の高江洲に収容された。ある日、米軍のトラックに乗せられて知花の家の近くで作業をさせられた。永元は作業の途中から抜け出して、三線を隠してある場所に行つたら元のままちゃんと有つたので抱いて帰つた。2、3日経つてまた家の近くを通つたら、三線を隠してあった場所はブルトーバーで奇麗に敷きならされて、跡方もなかつた。間一発であった。この三線を買つたので島袋（前池の根）は借金が暫く残つたと言う。

2、「御拝堂、平仲知念」平仲型 (所有者：金城 敬三 住所：那覇市古波蔵197)

特 錴

- ア、真壁の大型で、やや平仲型。
- イ、材質 黒木の正目。
- ウ、心に「御拝堂」の銘字がある。
- エ、糸蔵にひび割れがある。
- オ、心シダシをやつしている（最近所有者がやつたとのこと）。
- カ、全体が入念に制作されている。大工の技術からして近年の作と思われる。
- キ、ノミ型も素晴らしい（巧妙に削られている）。
- ク、心の厚さは上幅が広い（付け根は逆である）。
- ケ、漆は上質の塗である。
- コ、重量 500g

(補注1) 昭和48年頃、豊見城金良の福仲のタンメー(当時90才位で糸数姓)が、与儀十字路の嘉手納三線店に売りにきた。夢にかたかしらを結った侍が出て「デイ、タンメー、サンシンヒチャビラ」と毎夜出て來たので恐くなつて売ることにしたとのこと。

そこで、那覇識名在の人が買つていったが、そのおかみさんも同じような夢にうなされたので、返しにきたところを鉢嶺元吉が購入し、金城に与えた。

3、「健堅与那」与那小型 (所有者: 仲村 弘 住所: 那覇市天久 845)

特 徴

- ア、心の上部に「健堅与那」、右側に「伊江王子」、左側に「高安朝常」と朱記されている。心は荒削り。
- イ、三線箱も古い(辻の上江洲作か)。
- ウ、猿尾に象牙の足しがある。
- エ、天の膨らみは真壁型に似る。
- オ、材質 黒木の上材。

由 緒

「健堅与那。曾て、摶政伊江王子(尚健)が本部間切健堅村に良器があると聞かれ、音曲の大家野村安趙命を受けて、がい地に赴き200貫で入手、献上、王子から四男朝常に譲与され健堅与那と称された名器」。

高安朝常—大城永義—花崎為光—中村弘。(譲渡証があり)。

資料1、県指定の三線一覧表

種別	名 称	員 数	指定年月日	所有者
工芸	三味線 翁長開鐘	一挺	昭30・5・23	野原 博
	志多伯開鐘	" "	" "	金城 紀光
	湧川開鐘	" "	" "	高宮城弘陽
	江戸与那	" "	33・8・15	博物館
	拝領南風型	" "	" "	山川 直徳
	南風原型	" "	" "	金城 幸喜
	知念大工型	" "	" "	奥間 キミ
	久場春殿	" "	" "	宮城 能久
	久場春殿	" "	" "	我部 シゲ
	久葉の骨型	" "	" "	金城 幸喜
	与那型	" "	" "	久保田清光

資料2、琉球三線楽器保存育成会会員名

宮城嗣周、宮里春行、宮平三栄、安富租竹久、又吉真三、島袋正雄、玉栄昌治、岸本吉雄、又吉元喜、新垣正次郎、仲本賢次郎、玉城靖文、友利安徳、比嘉常俊、照喜名朝一、宜保栄治郎

《資料紹介》

県立博物館の織物 II

— 紋織 —

大城志津子*

与那嶺一子**

沖縄の紋織には、浮糸で文様を織りだす「花織」、布の表裏両面ともに経糸が浮いて文様を作りだす「ロートン織」、捩綜続を使った「紹織」、紹織と花織を併用した「花倉織」などがあり、これらの多様な技法は現在も伝承され織り続けられている。

これらの紋織類は、インドや東南アジア諸国の影響が強い南方系の紋織と、首里を中心として織られた中国紋織の流れを組むものとに大きく分かれる。今回はいわゆる読谷山花織やティーバナ織、グーシバナ織などの南方系の織物については省き、沖縄の多彩な紋織の中でも中国系の紋織について紹介したい。

首里で多種多様な技法の紋織が発達した背景には、王城をひかえ、政治・経済の中心地であったことが第一に考えられよう。おそらく海外の豊富な物資の中には外国の色とりどりの紋織物があったであろう。また諸外国へ技術を学びに行く機会も、沖縄へやってきた外国人から技術を学ぶ機会も、他の地域よりは恵まれていたはずである。

実際に中国からは、かなりの量の絹織物が沖縄に入ってきた。1424年から1876年までの交易記録である『歴代寶案』によると、洪熙元年(1425年)には中国皇帝から歴代国王や進貢使に色々な技法の中国紋織が贈られている。ざっと目を通しただけでも「紗」「綾」「羅」「羅綾」「綵綾」「鱗綾」「繻子」「綸子」といった記述がみられる。さらに『球陽』には、中国に渡って紋織を学んだ記述があり、これが中国系の紋織技術導入の確実な記録とされている。

「国吉、□て貢使に隨ひて閨に入り、始めて綾疋を織るの法を学びて回り來り、始めて浮織綾を善くす」(1659年)

ここでいう浮織綾は花織のことだと考えられている。家譜資料の下賜品や交易品目に出でてくる紋織類が18世紀から19世紀にかけて集中しているところから、この国吉の技術導入以後に、沖縄での紋織技法が定着したと考えてよいのではないだろうか。

『球陽』や19世紀に評平所が定めた『衣服定』によると、綾子、紗綾、綸子、綾綿な

(★おおしろ しづこ 琉球大学教授)

(★★よなみね いちこ 県立博物館学芸員)

どの中国紋織は王府時代に宮廷衣裳（官服、礼服）として使用していたことが分かる。しかし、緞子、紗綾、綸子といった織物は沖縄の機の構造上、織ることがむずかしく、さきほどの『球陽』に「首里の向得礼（天久里之子親雲上朝嘉）は一中略一命ぜられて闇に入り綱緞・紗綾等の織法を学びて本国に帰り至る」（1736）とあるが、天久里之子の学んだ技法は、現在織られているようなロートン織や花織、花倉織といったものに改良されて伝えられたのではないかと考えられる。

沖縄で今も織られている首里花織、ロートン織、紗織、花倉織といった紋織物は、中国紋織のなごりを残しながら、完全に沖縄独自の文様へと消化されている。中国系の紋織物が沖縄に入り独自の文様を形成していったのには、いざり機の使用が大きく関係していると、田中俊雄氏は『沖縄織物の研究』で述べている。緞子、紗綾、綸子といった織物は、いざり機で織ることは難しく高機で織ることを前提とした組織になっている。日本本土では導入した技法を高機の上で発展させたが、沖縄ではいざり機で織るために技術改良し、他では見られない独特の紋織を生み出したのではないかと著述している。

先に、緞子、紗綾などの紋織物は宮廷衣裳としての需要があったと述べたが、では、それらの影響を強く受けて発展した花織やロートン織などに、どのような需要があったのであろうか。

『球陽』をみると、王府は百官の衣冠について、1525年に定めたのを最初に、次々と百官及び人民の衣服に関する取り決めを制定してゆくが、そこではそれらの織物について規定した箇所は見当たらない。1691年に王府が定めた、薩摩に赴き、衙門に至る時の申口、御物奉行、座敷、当座以上の階級の衣服に藍紋、赤紋蕉布、赤苧紋布、という記録が見られる。1659年に、国吉某が紋織技術を導入しているが、ここに出て来る紋布が今言うところの紋織類かどうか、はっきりしない。

明治17年に西ドイツ、ベルリンの民族博物館が購入した品物の『物品目録清算書』によると、王子・按司及び婦人の部、親方の部、親雲上及び婦人の部、里之子の部で、それぞ羅織、花織、花倉織、ヤスマラミ祫などの衣裳が挙げられている。また、これらの衣裳のほとんどが朝衣の形態を取っていたことを大城が確認している。

その他、『沖縄一千年史』（真境名安興・島倉篤治著）には、親雲上夫人の冬衣、妙齡の者、浮華、老年は水色小形浮花である。

また、『衣服定』には、無系諸士の家来、町百姓男女は綾ヤシラミ、花織、羅織着用禁止と記載されており、これらの記述から平民には着用が禁止されていたが、王子・按司から里之子階級まで幅広く、宮廷衣裳として使われていたと想定される。

さて、沖縄県立博物館が所蔵する紋織15点を紹介する前に、技法について簡単な説明を加えておきたい。

花 織

花織は技法の面で、手作業によるティーバナ織やグーシバナ織と紋綜続を使ったものとに分類されるが、本紙面での紹介は紋綜続を使った両面浮花織に限定しておく。両面浮花織は紋綜続により平織組織の緯糸の一部を浮かせて文様を作る技法で、織り込み花織とも呼ばれ、一般には首里花織の名で知られている。読谷地方で織られている紺の地に色糸を用いて経糸あるいは緯糸を浮かせた花織とは裏に遊び糸が無いという点で大きく異なる。この首里花織の技法の一種に、二色の糸を使ったヤシラミ花織がある。経糸を紺白紺白と構成し、緯糸も紺白紺白と交互に織り込む方法で、服制が解かれた後、無地物と比べて、いち早く庶民生活に取り入れられている。

花織は家譜資料の下賜品として

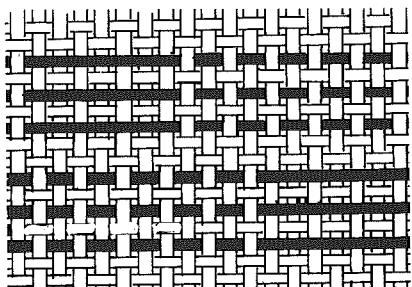


図1 花織の組織図

年 代	紋 織 記 述 一 覧	
康熙36 (1697)	太平山花細布一端	(蔡氏家譜)
康熙38 (1699)	太平山花細布一端	(蔡氏家譜)
"	花中布一端	(蔡氏家譜)
"	花綿紬二端	(蔡氏家譜)
乾隆4 (1739)	細嫩花蕉布二疋	(向姓家譜)
乾隆41 (1776)	花織布一端	(麻姓家譜)
乾隆57 (1792)	白糸経花織布	(毛氏家譜)
道光25 (1845)	萌地白糸花洞織布一端	(向姓家譜)
"	染地白糸花倉織布一端	(向姓家譜)
"	手嶋白糸羅織布一端	(向姓家譜)
咸豊2 (1852)	白糸経羅織布一端	(馬姓家譜)
"	白糸花織布一端	(馬姓家譜)
"	雅絲羅目布一端	(馬姓家譜)
"	白糸経空色花織布一端	(馬姓家譜)
咸豊3 (1853)	銅板花織布一端	(馬姓家譜)
咸豊11 (1861)	白糸花織布一端	(馬姓家譜)

(『那覇市史・家譜資料』より)

1700年代から登場し、18年代後期には、紺織と併用して文様を作る花倉機もみられる。また中国から輸入された桐板の纖維を使った花織も出てくる。

ロートン織

「道屯織」または「両綾」の漢字が当てられ、ドートンとも呼ばれるこの織物は、元になった中国織物が分からぬほど完全に沖縄独自の文様へと変化している。文献資料には、ロートン織に関する記述がほとんど見られず、いつから織られ始めたのか明確な答えが得られない。先ほどの『物品目録清算書』の本国固有の織物にも白糸羅トン織布と出ているだけで、衣裳の部には見当たらない。

文様は地色とは違う二色の経糸の部分を一羽に四本の込み差しにするため、経のみがくっきり浮き出す。当館での所蔵は一点のみで、それも後年仕立て直しを行っているため、得られる情報は極めて少ない。日本民芸館が何点か所蔵しており、男衆の衣類、またはドゥスリー（袖丈の短い上衣）に使われたと記録されている。

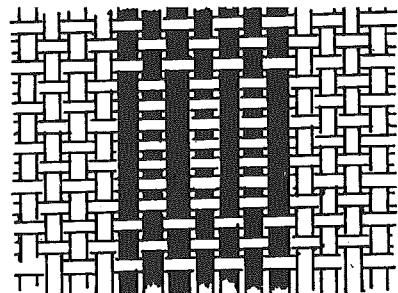


図2 ロートン織組織図

紹織

この織物は、捩綜続によって布に隙間ができるため、夏の衣料として最適である。中国から輸入された紋織類には羅、素羅、羅綾などが見られ、また家譜資料などにも羅織、洞織の表現で登場している。当館所蔵の資料では胴衣仕立てのもの一点が絹である他、すべて芭蕉の素材による。『物品目録清算書』では、士族以上の階級の男子衣裳に出てくる。また『衣服定』でも平民の着用を禁止している。

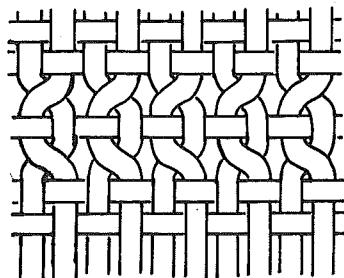


図3 紹織組織図

参考文献

- 『沖縄織物の研究』 田中俊雄・田中玲子著
『首里織の歴史と技法』 那覇伝統織物事業協同組合

木綿紺地花織衿羽織

素材：経（木綿） 緯（木綿）

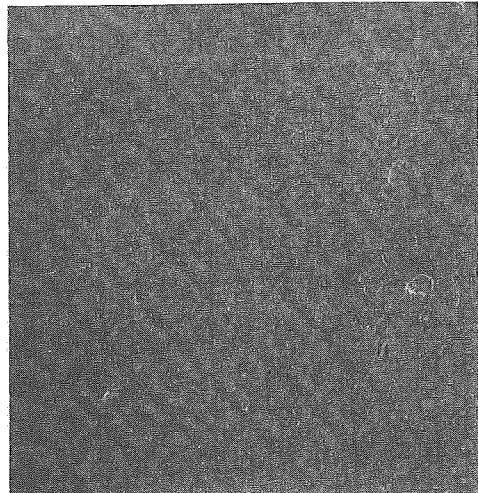
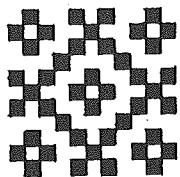
密度：経24本×緯18本

染色：

	経	緯
地色	紺（藍）	紺（藍）

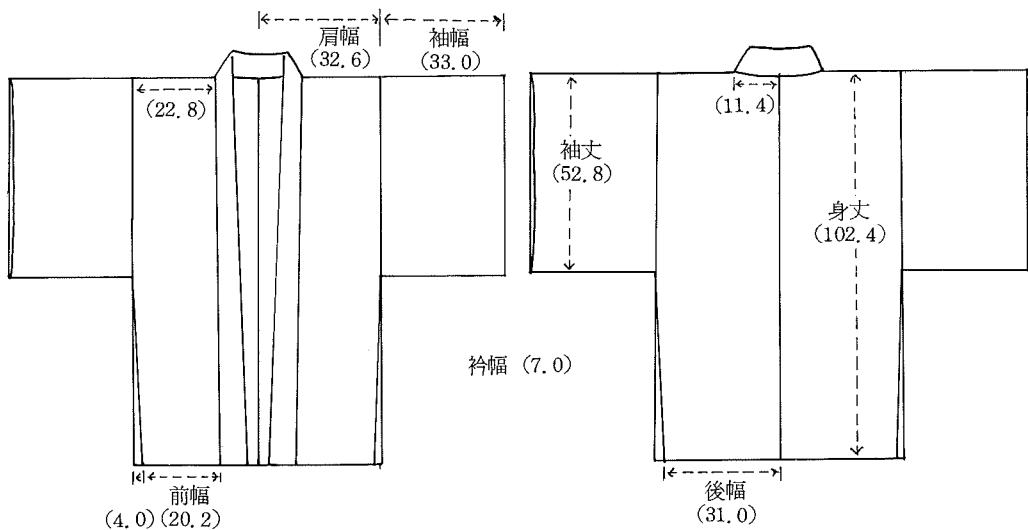


紋のパターン



*素材は手紡ぎの木綿で、地色は藍で濃紺に染められ、びっしりと布目がつまるような形で厚手に織られている。裏は木綿紺地布が使われており、羽織の形に仕立てられているが袖口は平袖の形態となっている。花の部分の文様は経糸が浮いており、制作はさほど古い時代ではなく大正から昭和にかけてのものだと考えられる。

形態及び寸法



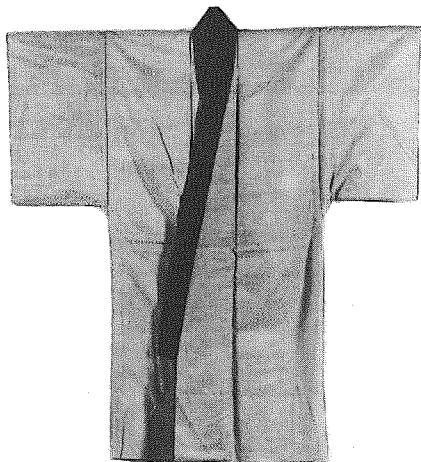
絹浅葱地花織衿上衣

素材：経（絹） 緯（絹）

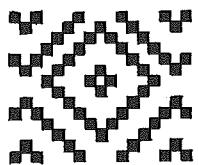
密度：経36本×緯30本

染色：

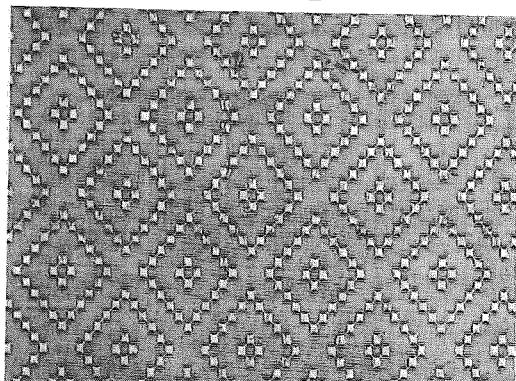
	経	緯
地色	浅葱（藍）	浅葱（藍）



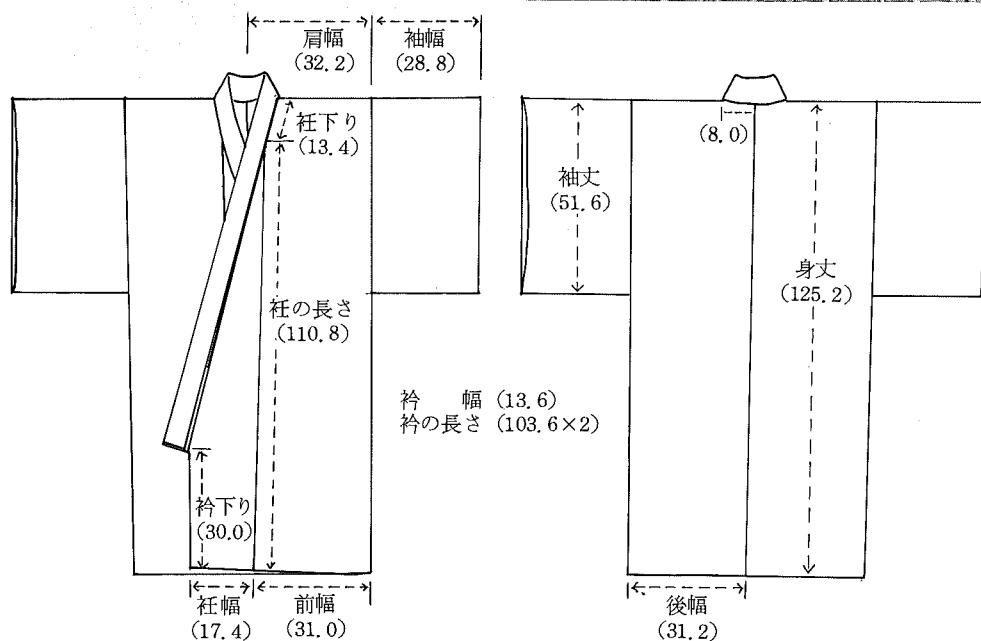
紋のパターン



*経糸と緯糸の色の濃度が違うので、文様が比較的くっきり浮きでている。また花の部分は経糸の浮いた面を表にして使用している。布は明治中期以前に首里で織られたものと考えられる。また、疏装の形態をとっているが、仕立ては後年に行われたものである。衿、袖裏は赤い別布で見せる効果をねらったものと考えられる。



形態及び寸法



絹浅葱地花織着物

素材：絹（絹） 緯（苧麻）

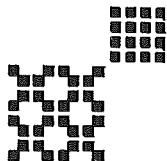
密度：絹36本×緯36本

染色：

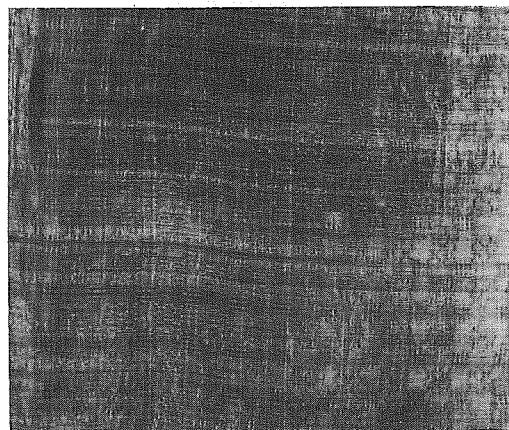
	絹	緯
地色	青（藍）	浅葱（藍）



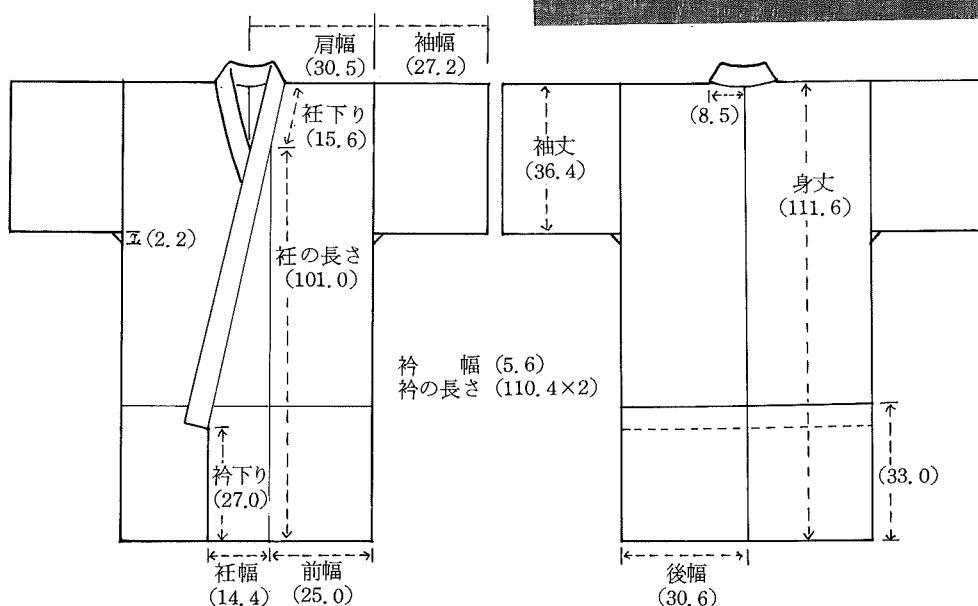
紋のパターン



*絹糸は芭蕉か苧麻か判断がつきにくいが、上質の苧麻であろう。染めは藍により、経緯の濃度が少し違うので、花織の文様がよく浮きで、経糸の浮いた面を表に使用している。着物の丈は短く、襷も入っており、疏装の形をとっているが、木綿の肩当てがあり、広衿ではないなど古典的なスタイルとは異なる。製作及び縫製は、大正期に入り、首里で行われたものであろう。



形態及び寸法



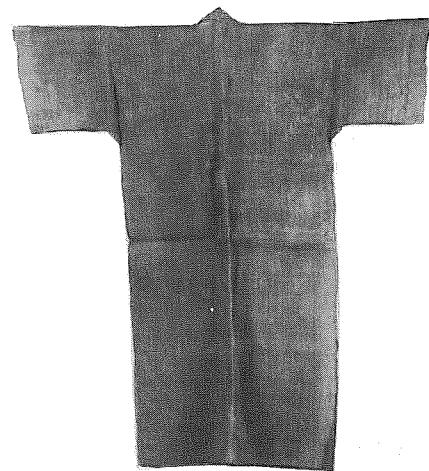
桐板朱地花織上衣

素材：経（桐板） 緯（桐板）

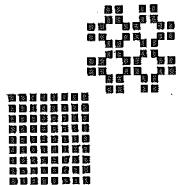
密度：経27本×緯25本

染色：

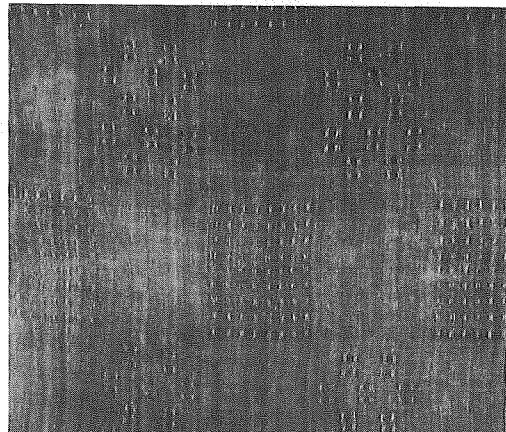
	経	緯
地色	朱（紅花）	朱（紅花）



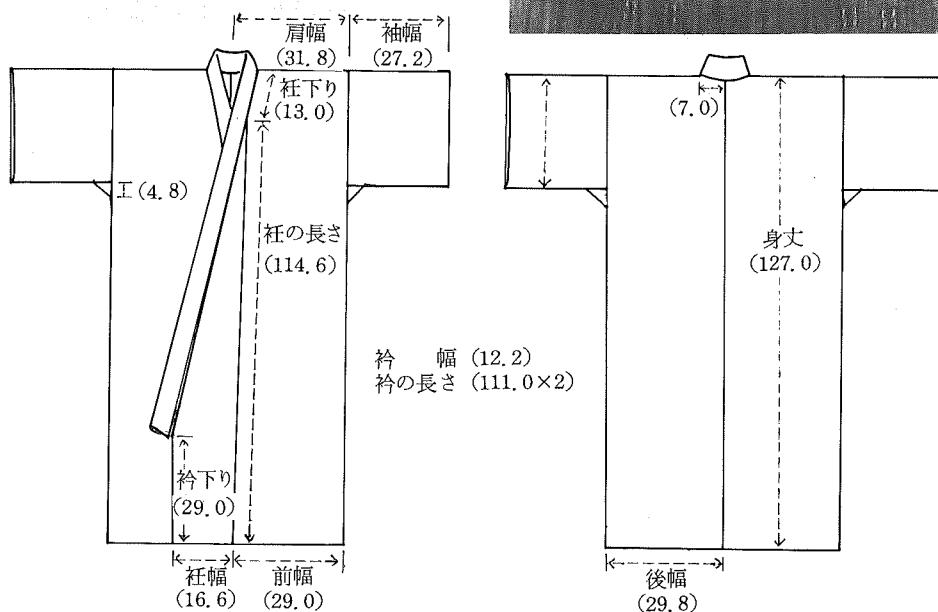
紋のパターン



*経糸はつなぎ目には縫り継ぎの跡があり、緯糸には結ぶ玉があるが、共に透明感のある糸である。上衣仕立てで袖は短いが、広衿で衽はかぎ衽断ちである。裾をみると柄を合わせたため、背を先に縫い、脇を後にしたことが分かる。柄が大きく三玉で文様が構成されており、明治初期あたりに首里で織ったと考えてよいだろう。朱色に染めた布を赤染と呼ぶ。



形態及び寸法



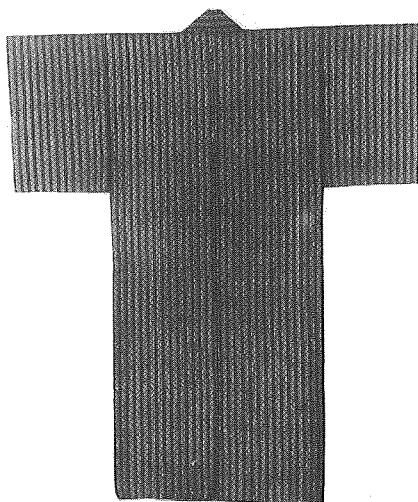
木綿紺地やしらみ花織上衣

素材：経（木綿） 緯（木綿）

密度：経26本×緯25本

染色：

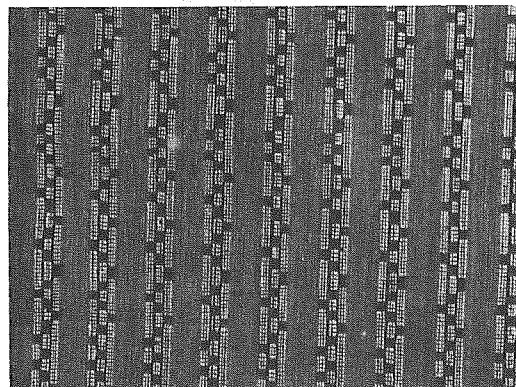
	経	緯
地色	紺 白	紺 白



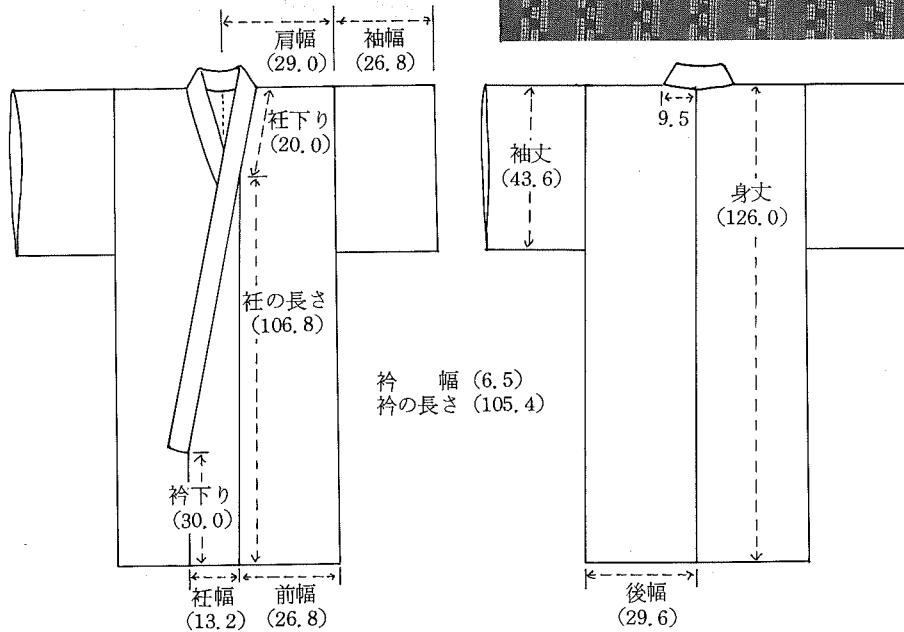
紋のパターン



*平織地は経も緯も紺白のやしらみ織りである。紋の部分は紺の経糸が浮いている。細かい柄作りで、このようなやしらみ花織は喪服として使用されている。本品は着古されており、破損部分がある。着物は衿下がりが長く、広衿でないなど和装に近いスタイルだが丈は短く、袖口は平袖となっており、比較的製作年代は新しいのではないかと推定する。



形態及び寸法



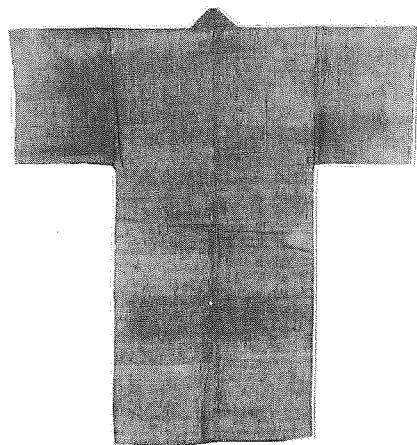
木綿灰色地やしらみ花織着物

素材：経（木綿） 緯（木綿）

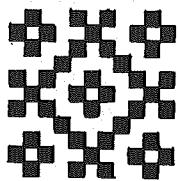
密度：経36本×緯36本

染色：

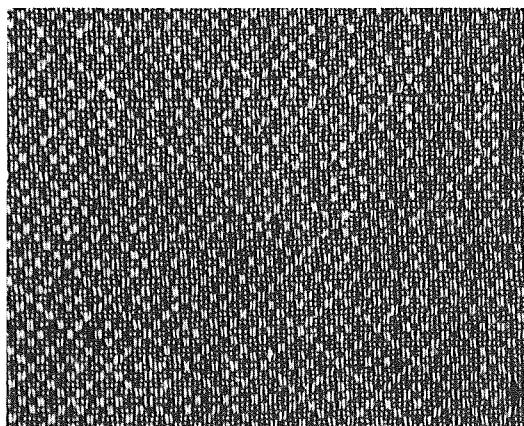
	経	緯
地色	青（藍）	浅葱（藍）



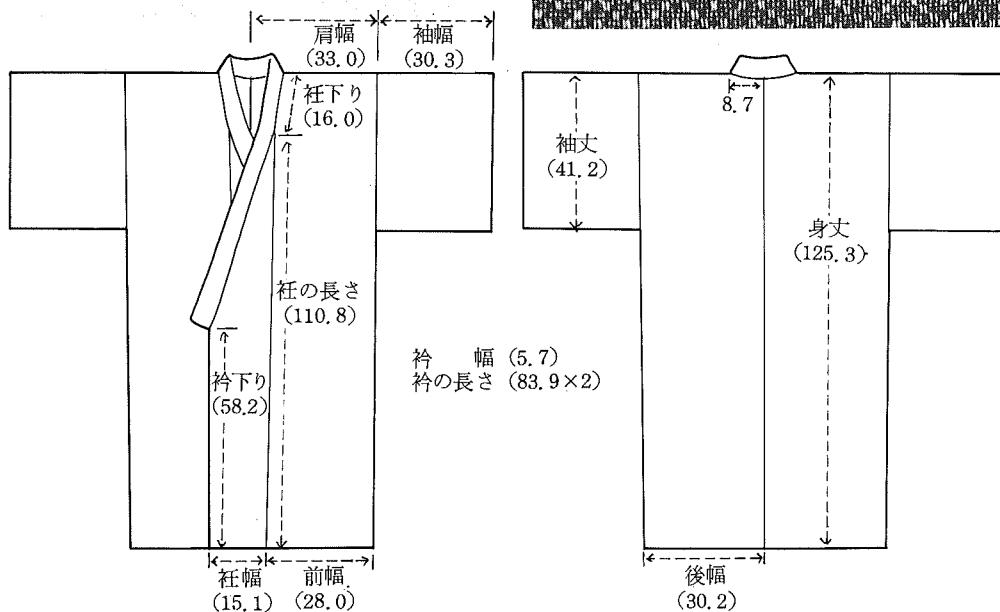
紋のパターン



*経糸は芭蕉か苧麻か判断がつきにくいが、上質の苧麻であろう。染めは藍により、経緯の濃度が少し違うので、花織の文様がよく浮きで、経糸の浮いた面を表に使用している。着物の丈は短く、襷も入っており、疏装の形をとっているが、木綿の肩当てがあり、広衿でないなど古典的なスタイルとは異なる。製作及び縫製は、大正期に入り、首里で行われたものであろう。



形態及び寸法



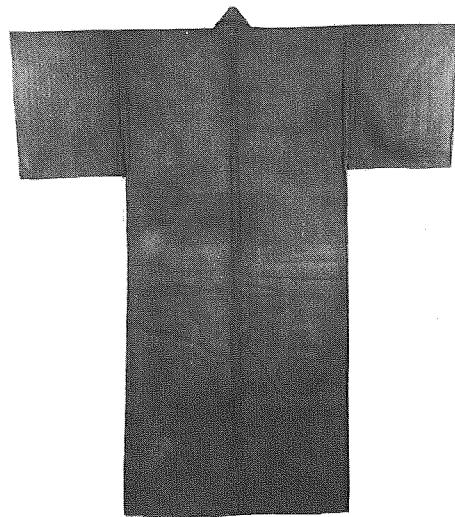
木綿浅葱地花織袷上衣

素材：経（木綿） 緯（木綿）

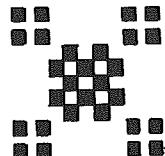
密度：経24本×緯22本

染色：

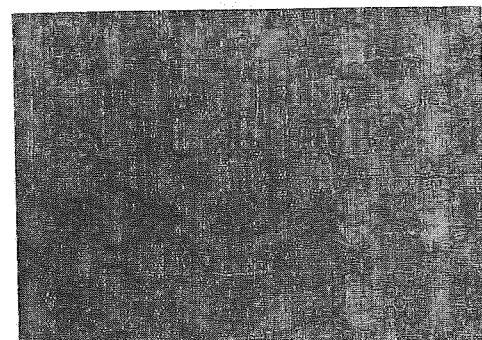
	経	緯
地色	浅葱（藍）	浅葱（藍）



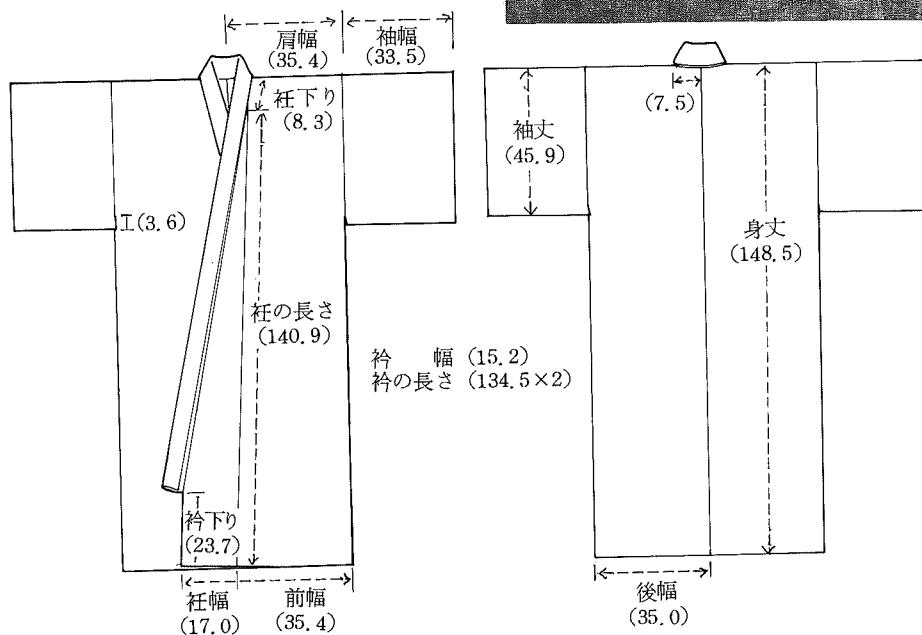
柄のパターン



*素材は手紡ぎの木綿糸でざっくりと織り上げられている。経糸と緯糸の密度が変わらないといふことと、経緯の色が同じであるため花の紋がはっきりしない。紋は緯の浮いた面を表に使用している。裏には木綿浅葱の無地の布が使われており、かなり重い衣裳である。身丈が長く男性の衣裳でなかったかと考える。脇には襷がないが、明治期あたりに製作されたと推定する。



形態及び寸法



絹木綿浅葱地ロートン織衿上衣

素材：経（絹） 緯（木綿）

密度：経31本×緯25本

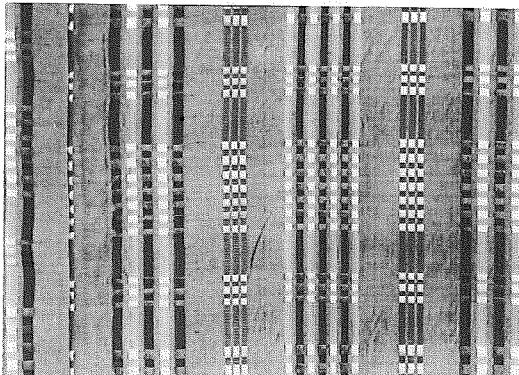
染色：

	経	緯
地色	浅葱（藍）	浅葱（藍）
紋部	赤（福木十蘇枋） 白（山桃か）	

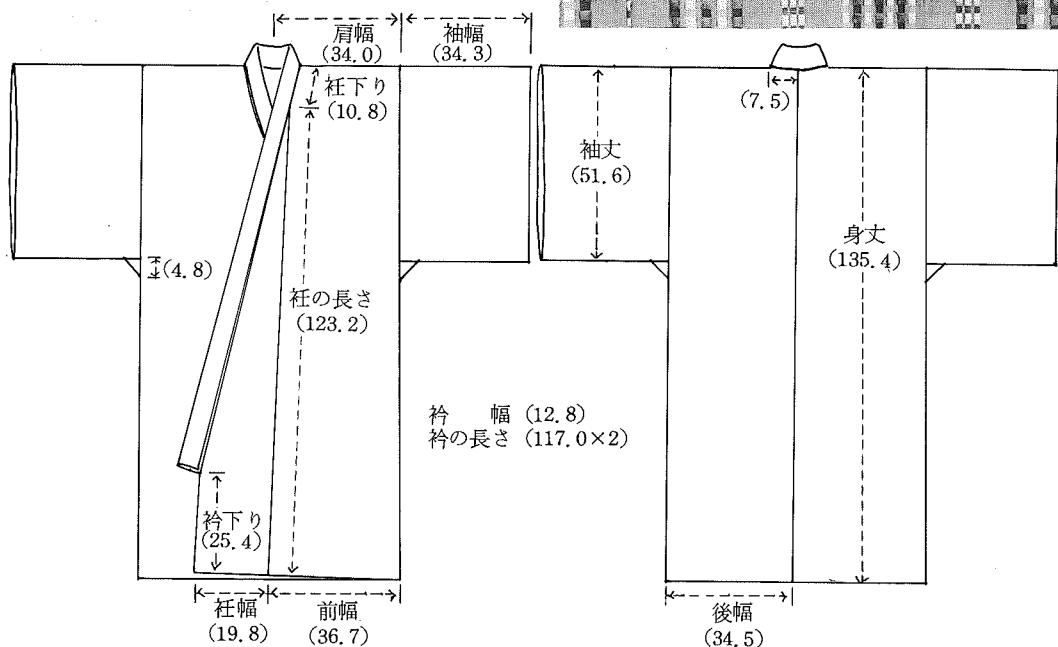


*本資料は後年、布を疏装形態に仕立てたもので
裏や衿には木綿の紫布が使われている。

紋部には赤、白、浅葱の色糸が使われてお
り、浅葱の部分は赤い色とのやしらみになつてお
り、裏には赤い経いとが浮いてゐる。写真や図
をみても分かるように文様が3・5・7の奇数
で構成されている。



形態及び寸法



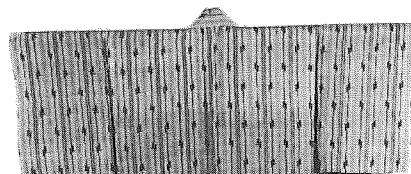
芭蕉紹織経縞紗着物

素材：経（絹） 緯（芭蕉）

密度：経30本×緯20本

染色：

	経	緯
格子	紫・黒（化染）	経に同じ
紗	黒（化染）	黒（化染）

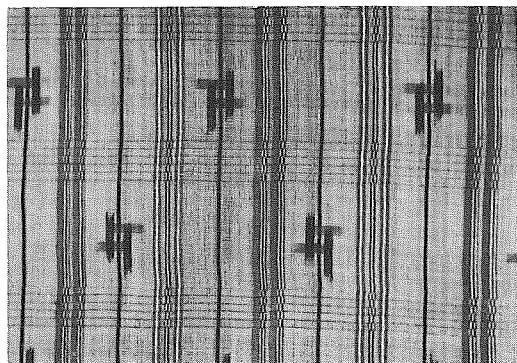


紗の名称：カースティカー

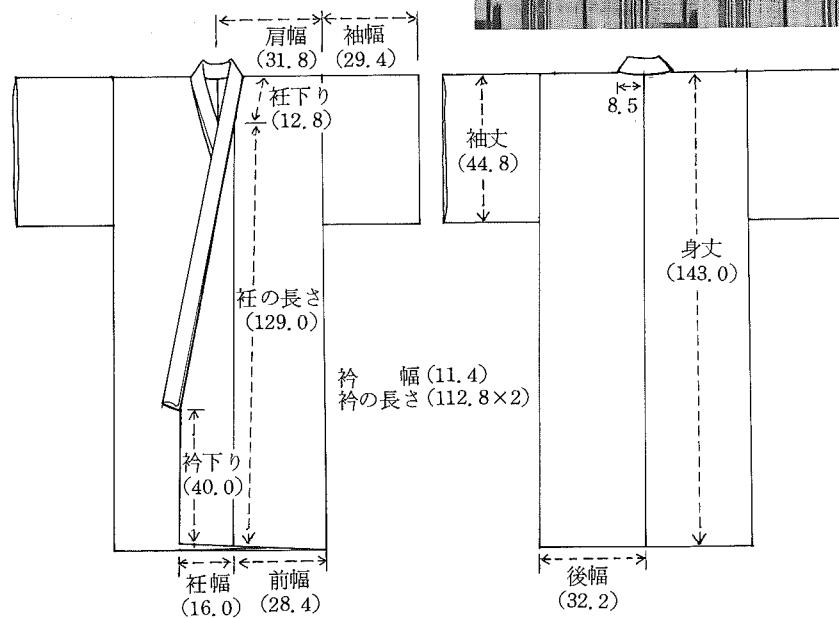
紗糸の種類：経 1種類

緯 1種類

*経糸のつなぎ目には結玉、縫り継ぎの跡が見当たらず、未精練の絹糸ではないかと考える。緯糸は芭蕉で、白い縞糸は機械紡績の麻糸である。黒い縞糸は木綿で、地には染色されていない。身丈が長く、和装の長着のようにおはしょりの部分を含んでいる。肩当てもついている。袖は平袖で袖口が大きくあいている。経縞に紗を組み合わせたこのような柄をアヤヌナーカーと呼ぶ。大正期あたり首里で織られたものであろう。



形態及び寸法



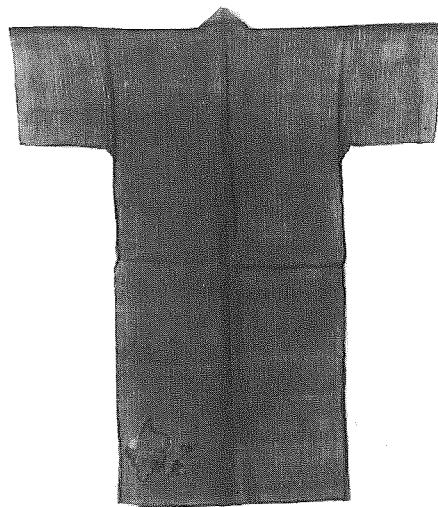
芭蕉茶色地絹縞紬織着物

素材：経（芭蕉）縞は絹糸 緯（芭蕉）

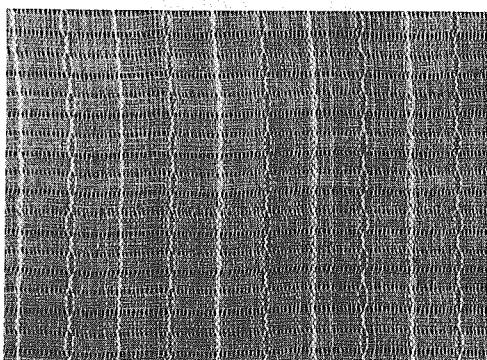
密度：経31本×緯25本

染色：

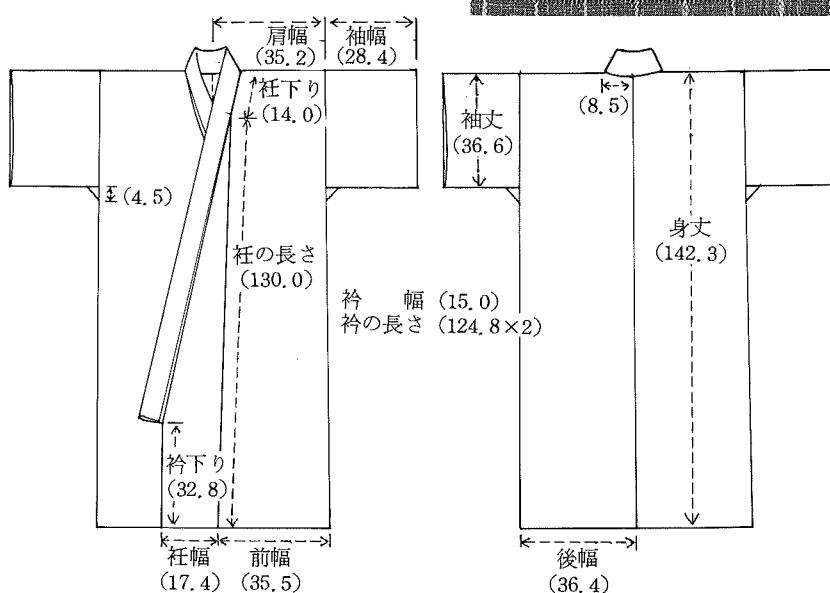
	経	緯
地色	薄茶（テカチ）	経に同じ
縞	赤（蘇枋か） 白	



*経糸には、つなぎ目の結玉がほとんど見られず上質のナカグーで纖維の長いものを使用している。纖維はニーガーシーで糸の段階で精練を行っている。絹縞の赤と白の糸は絹糸である。糸が細く、縞の部分が細かくていねいに織られている。形は琉装本来のもので、夏の上衣として使用されたものであろう。身丈は和装の長着と同じくらいで、琉装としては長いほうである。また袖は短く、男物として利用された物ではないだろうか。製作は明治中期に首里で行なわれたものだと考える。



形態及び寸法



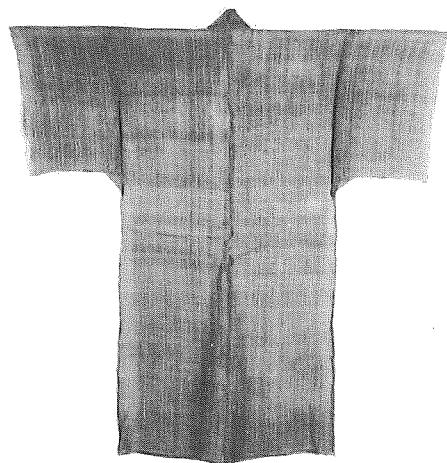
芭蕉茶地経縞紹織上衣 (891・B-5)

素材：経（芭蕉）縞は木綿 緯（芭蕉）

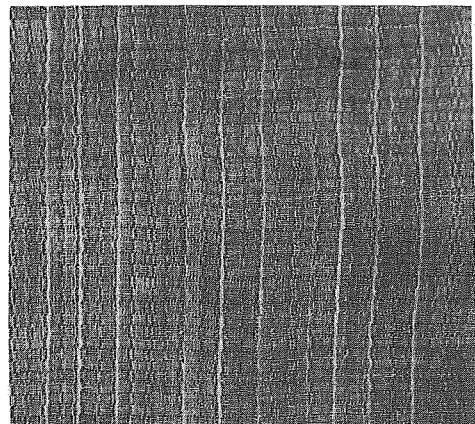
密度：経20本×緯14本

染色：

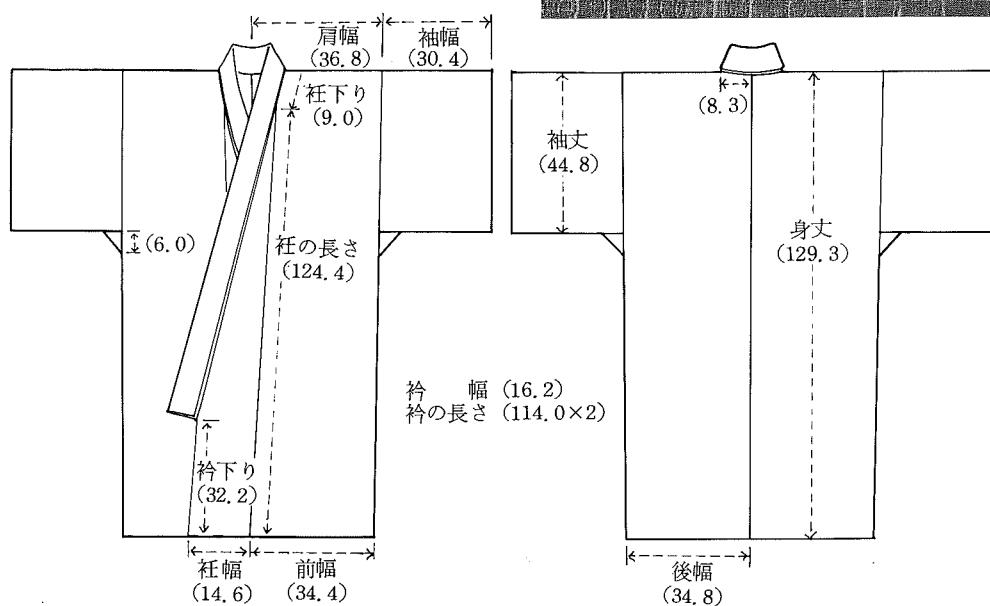
	経	緯
地色	茶（山桃+テカチ）	経に同じ
経縞	濃紺（藍） 浅葱（藍）	



*繊維は前ページで紹介した芭蕉の紹織よりも太く、アラバサーと呼ぶものに近い。糸の段階で精練し、薄く茶色に染めており、首里のニーガシーの技法による。着物は夏の琉装の形態をしており、仕立ても古くやはり明治中期に織られたものであろうか。『沖縄織物の研究・裂地図録』(田中俊雄・玲子著)によると昭和初期には読谷地方でも織っていたようで、本資料と類似の資料が紹介されている。身丈が長く、男性の衣裳であったと思える。



形態及び寸法



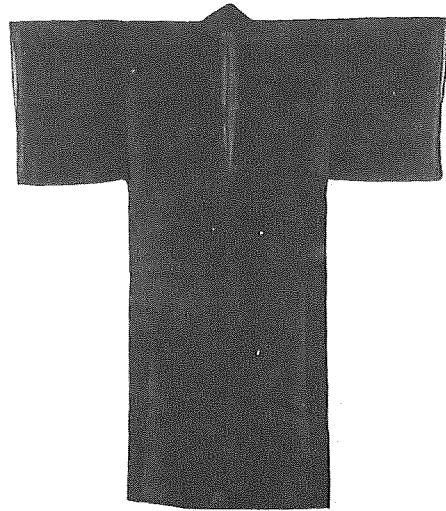
絹麻紺地紹織着物 (1013・B-41)

素材：経（絹） 緯（苧麻）

密度：経18本×緯25本

染色：

	経	緯
地色	紺（藍）	紺（藍）

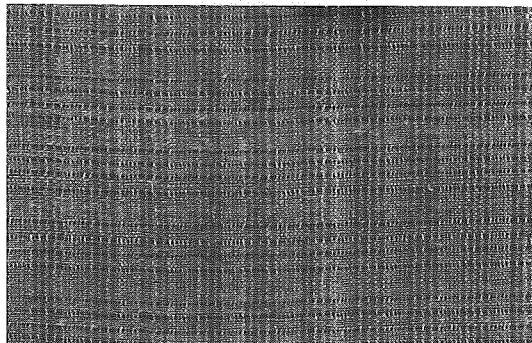


*経糸は細い生絹の糸で、緯糸はつなぎ目に縫り

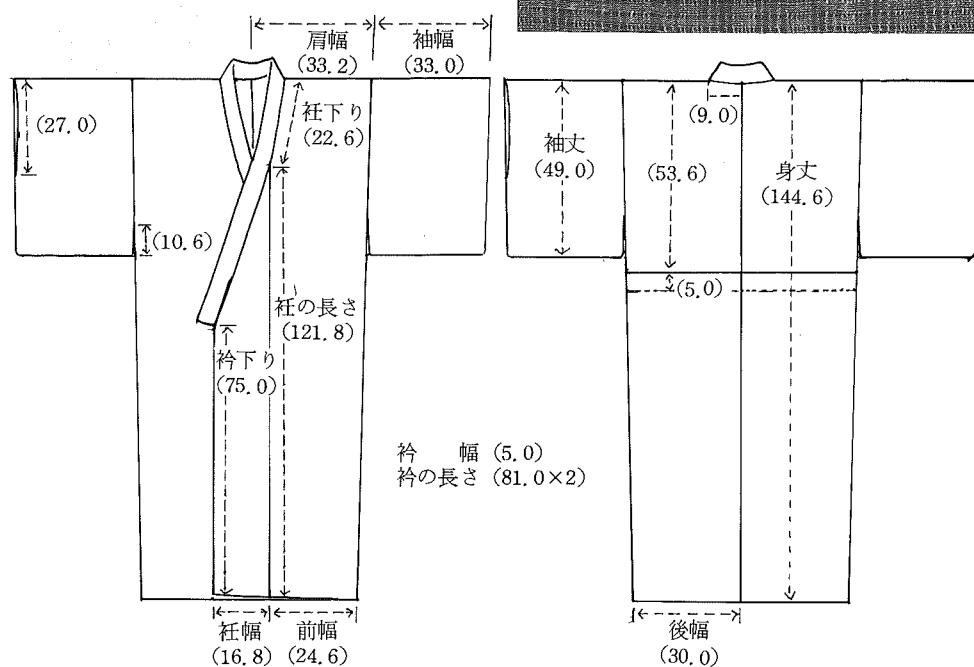
継ぎの跡のある苧麻の糸である。

着物は丈が長く、広衿ではなく、袖口の小さい小袖の形態で完全に和装のスタイルである。

おそらく染め織りも仕立ても比較的新しいと考えてよいのではないだろうか。製作は古く考えても大正以後であろう。



形態及び寸法



絹朱地紹織胴衣（1601・A-103）

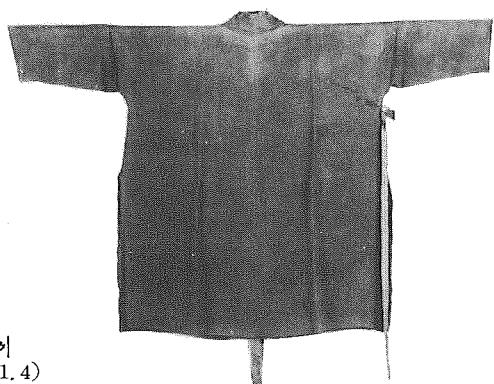
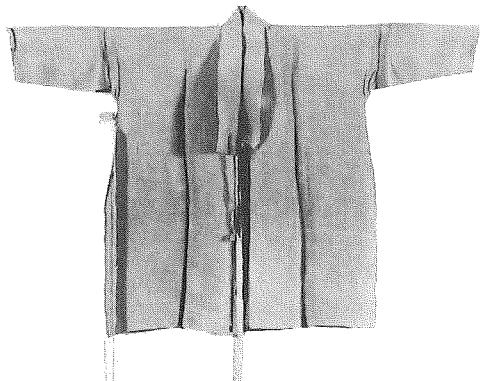
素材：経（絹） 緯（絹）

密度：経32本×緯21本

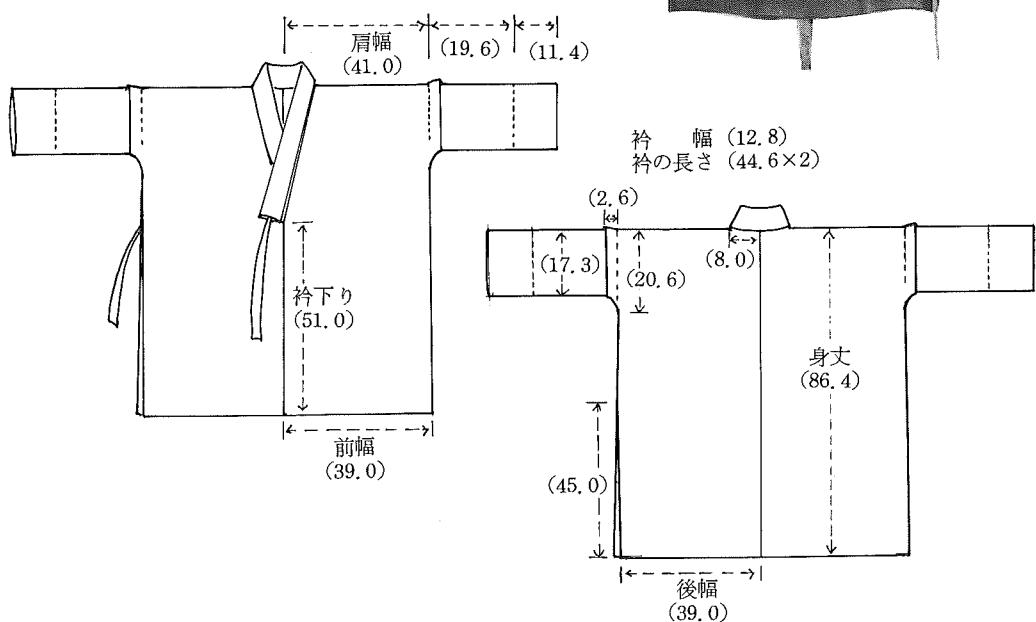
染色：

	経	緯
地色	朱（蘇枋十福木）	経に同じ

*一重の胴衣で、紹織の織巾が41cm、明治初期首里で織られ上流階級の衣裳として使用された資料だと考えてよいだろう。地は明るい柿色で福木の黄色をベースに蘇枋を染めたものであろう。経糸は縫りが強くかけられており、布端のぬいしろの部分は縮緬のようになっている。形態は琉装の胴衣で、袖が筒状になっているが、脇には褶がなく丸くくられている。その他は直線断ちで、縫い方や始末の仕方がていねいなわりに、形態、布の断ち方などは簡素である。



形態及び寸法



芭蕉絹縞紬織子供着

素材：経（芭蕉） 緯（桐板）

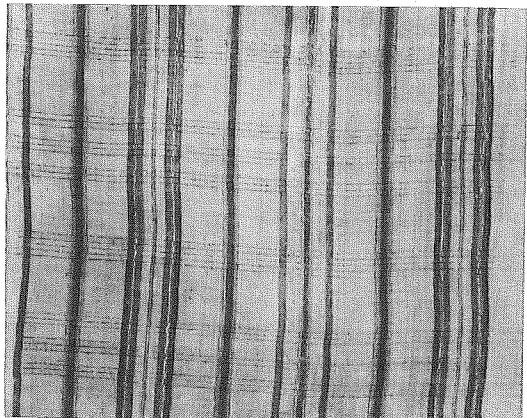
密度：経28本×緯19本

染色：

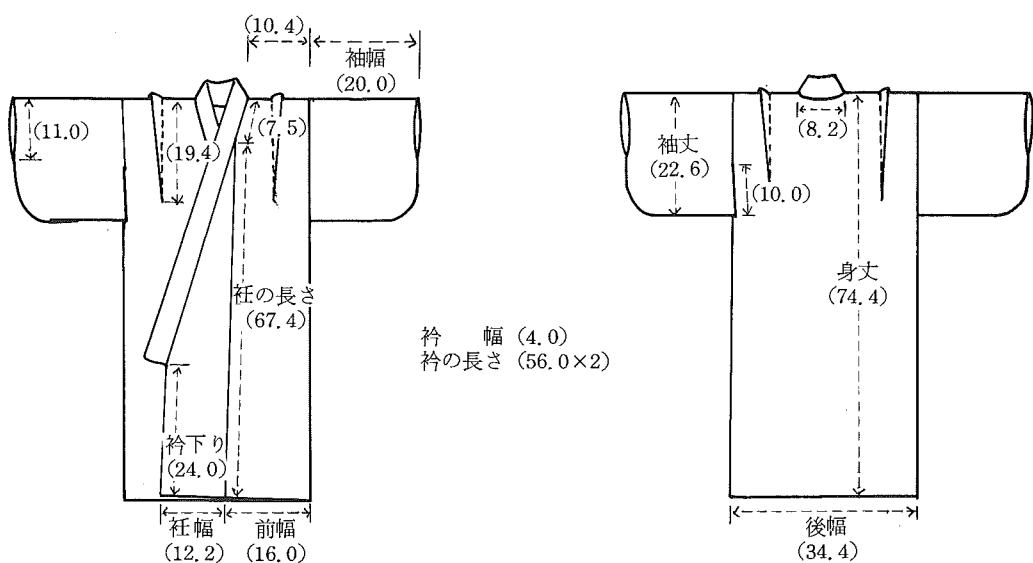
	経	緯
地色	染色しない糸	経に同じ
経縞	赤（唐ガシー） 緑（福木十藍） 濃紺（藍）	



*経糸はつなぎ目に結玉のある芭蕉だが、緯糸には継り継ぎの跡があり、つやも見られ桐板ではないかと思われる。仕立ては元禄袖の和装のスタイルで、後見頃は布幅いっぱいの一つ身の長着である。一つ身の着物は嬰児から一、二歳までの子供が使用するといわれているが、身丈が長く、おそらく二歳以上のことどもが着用したものであろう。本資料のような赤い縞柄の織物を朱縞と呼ぶ。赤い縞糸は唐ガシーと言われた輸入の糸である。



形態及び寸法



〈資料紹介〉

孫億筆『松鶴図』・『花鳥図』

津波古聰

琉球の絵画は中国や日本より画法を学び発達してきた。琥自謙・石嶺傳莫(1653~1703)や査秉信・上原真知(1666~1702)が中国福州に渡り、王調鼎、謝天游、孫億らに師事し、また、李基昌・東風平喜俊(1626~1687)は2度ほど薩摩に渡り、画技を習得している。その後、吳師慶・山口宗季(1672~1743)は、1704年に中国福州に派遣され、孫億、順梁亨、鄭大觀について画法を学んでおり、それぞれに琉球の絵画の発展に寄与している。一方、家譜資料などを見ると中国や日本の画家の作品がかなり多く沖縄にもたらされており、これらの作品も何らかの形で影響を与えたと思われる。そのなかでも中国・福州の画家孫億は代表的な人物で、家譜資料(『那覇市史』家譜資料(久米系及び首里系)・那覇市企画部市史編集室)にも5点ほど彼の作品が登場してくる。直接的には師事していないが、孫億の画法は山口宗季を通じて琉球画壇の代表的な画家殷元良・座間味庸昌(1718~1767)にも受け継がれており、琉球画壇に与えた影響力が知れよう。

現在、沖縄県内で確認できる孫億の作品は「花鳥図」[県指定](喜久村絜輝蔵)と「花鳥図」(県立博物館蔵)の2点であったが、今回新たに「松鶴図」と「花鳥図」の2点が当館に収蔵され、現在4点となる。なお孫億の作品は県外及び外国に数点現存する。(後述の一覧表参照)

『松鶴図』と『花鳥図』

福建省福州は文人画家が活躍した中心地である。江蘇省や浙江省に隣接しており、三省ともに東シナ海に面している。福州の画家孫億(1638~?)は長州(江蘇省吳県)の出身で字を惟鏞(惟年)、号は於山(于山)あるいは于峰道者と称した。花鳥草虫図が多く見受けられる。職業画家として的一面をもちながら、反面教養も深く、技術的にもすぐれた画家だったようである。^(注)長州からいつごろ福州へでてきたか不明だが、1600年代末にすでに福州で活躍していたようである。福州での孫億はどのような画家であったか資料が少なく明らかではないが、石嶺傳莫、上原真知や山口宗季の家譜(比嘉朝健「琉球歴代畫家

(★つはこ さとし 沖縄県立博物館学芸員)

譜」『美術研究』第45、46号)よりある程度推測できる。家譜の記事は次の通り「二世傳莫 石嶺親雲上 尚貞王世代 康熙二十二年癸亥十月十八日奉命爲學繪隨從王舅毛氏池城親方安憲同十一月二十四日那霸開船同十二月五日入閩一中略一自同十二月十二日迄二十七日畫松竹菊花山水翌年甲子師王調鼎謝天游孫億員學圖畫留閩五年同二十六年丁卯五月十日

帰國。(『琥姓家譜』)(上原真知については傳莫とともに進貢使節の一員として渡閩しており、家譜の記事内容が類似するので略する。)

「九世宗季 山口親雲上 尚貞王世代康熙四十二年癸未九月二十四日奉旨者本國今無傳授之繪師而不足畫矣因茲使我到中華師學得圖畫來矣一中略一同十一月七日才府顧氏久志親雲上即辰附駕船那霸開洋漂着于海潭而翌年甲申三月二十九日至福州自四月五日師於同州第一之繪師孫億同州第二之師順梁亨及鄭大觀三子而到丁亥四箇年傳授祕法也(下略)(『吳姓家譜』)」

康熙22年(1683)、石嶺傳莫と上原真知が師事してから約20年後の康熙43年(1704)に山口宗季が渡閩した時にはすでに孫億は「福州第一の繪師」として位置づけられている。また、現存する作品が1680年代から1710年代に集中していることから、彼が最も活躍したのはこのころと思われる。そのころ、王調鼎や謝天游が生存してたかどうかは判明しない。

「松鶴図」は、その落款より1683年3月の制作であり、傳莫と真知が渡閩した年である。

絵は松枝に鶴が止まっており、左下の松葉の背景に竹の葉と梅枝が見られる。今までに見た孫億の作品とはかなり異なる絵であるが、これは売ることを目的にしたものかあるいは注文によるものと思われ、職業画家としての彼の一面をみることができよう。モチーフ自体ありふれた鶴に松竹梅の吉祥の図柄で



「松鶴図」

品質形状 絹本着色 掛幅装

法 量 本紙 縦123.6 橫41.6

落款印章 大清康熙壬申春三月于山孫億

孫億印 (白文方印)

惟鏞 (朱文方印)

制 作 年 1683年

あるが、鶴の描写はかなり細かく表現されている。一見墨絵のように見えるが、鶴の羽と胴体は胡粉を用いており、梅の花心にも筆の先ほどの朱色が見られる。本品からは彼の力量を十分に知ることはできないが、職人的な手腕は絵の端々に見ることができる。現在でも本品とよく似た絵を見掛けるが、もともと中国では祝い事があるとこのような絵を掛けて祝福したと言う。その意味では興味深い作品である。また、職業画家として的一面を如実に物語る一例もある。

一方、「花鳥図」は彼好みの図柄と言えよう。大きな白の牡丹と朱や紫の牡丹に雌雄一対の尾長鳥が描かれており、吉祥を意味する図柄と思える。黄金矩形に近い画面の対角線上に伸びる枝とその上に止まる雌雄一対の尾長鳥は全体を静的な画風にしている。

彼が「花鳥図」を主に描き、職業的な面を持ちながら活動した背景には、福州が貿易の町として栄えていたことと福建省は古来より多くの花鳥図の画家を登場させたことにその要因があるように思われる。明末の自由で創造的な南宗画派が主流をなしていた中国の絵画は、清初のころよりしだいに個性的な画風は薄れていく。この変化は福州画壇へも影響を与えたと思われるが、その動静は明らかではない。



「花鳥図」

品質形状 絹本着色 掛幅装

法 量 本紙 縦 63.6 横 41.2

落款印章 康□乙酉孟夏于山孫億

□峰□者（朱文方印）

孫億印（白文方印）

□（朱文方印）

制作年 1705年

孫億・謝天遊作品一覧表

*法量は縦×横

筆者	作品名	法量	所蔵者
孫 億	絹本著色・花鳥圖	82.5×44.1	大英博物館
"	絹本著色・牡丹鳥蟲圖	63.4×114.0	慈眼寺
"	紙本墨画・三顧一遇圖	71.0×127.7	京都国立博物館
"	絹本著色・花鳥圖	147.0×81.8	徳川美術館
"	絹本著色・花鳥圖屏風(六曲一雙)	130.0×54.7	" "
謝天游	絹本著色・青綠山水圖(双幅)	133.8×65.8	永青文庫
孫 億	絹本著色・花鳥圖(雙幅)	130.7×74.5	MOA美術館
"	絹本著色・花鳥圖	48.1×70.5	坂本五郎コレクション
"	絹本著色・松鶴圖		江田勇二コレクション
"	絹本著色・花卉圖		繭山龍泉堂コレクション
"	絹本墨画・龍圖	83.9×50.6	本出精一コレクション
"	絹本著色・花鳥圖	90.5×45.6	喜久村翠輝氏
"	絹本著色・花鳥圖	40.0×55.1	沖縄県立博物館
"	絹本著色・花鳥圖	63.6×41.2	" "
"	絹本著色・松鶴圖	123.6×41.6	" "

※ この表は、東京大学東洋文化研究所付属東洋学文献センターが昭和56~58年にかけて刊行した『海外所在中国絵画目録』(東南アジア・ヨーロッパ編)及び『日本所在中国絵画目録』(寺院編・博物館編・個人蒐集編)所収の資料に、沖縄県内に所在する作品を加えて作成したものである。

文 献

注) 林 進著・『沖縄の画家 山口宗季について』大和文華(第61号) 大和文華館 1976年

御 仮 屋 守 日 記

嘉慶十五年庚午八月二十五日

屋嘉部里之子親雲上

上 江 洲 敏 夫
(うえす としお 県立博物館学芸員)

解題

この「御仮屋守日記」は、昭和五十八年に那覇市在住の安良城政効氏より寄贈されたものである。安良城家は那覇系士族の蔡氏に属し、名乗頭字は政である。安良城家には先祖の残してくれた貴重な資料が代々継承され、同日記のほかに「蔡氏家譜」三冊、「蔡氏家譜仕次」三冊、辞令書一枚、墓敷讓渡証文一枚が伝存してきた。これらの資料は一括して県立博物館に寄贈され、展示・研究資料として活用させていただくことになった。

「御仮屋守日記」を残した屋嘉部筑登之親雲上政綱は、「蔡氏家譜」によると、乾隆三十三年（一七六八）に生まれ、親見世筆者・久米村筆者などを経て勘定座筆者となつて黄冠に叙せられ、久米惣与頭・那覇筆者・那覇惣与頭・那覇糸正を歴任したあと、嘉慶十二年（一八〇七）に御仮屋守となつている。御仮屋守は三年間勤めたことは同日記によつても明らかである。三年間の勤務を終えた年に、御仮屋守の勤務よろしきをえたということで、法司官（三司官）より褒書が賞賜されている。

其方事先般仮屋守勤役之節勤向宜就中例外之御用筋共□之有之候處
御都合向宜取計萬端事能相辨殊勝之至候先様御奉公方猶以出精可相
勤候依褒美如件

とあるのがそれである。政綱が御仮屋守に任じられた嘉慶十二年には、一種の職務日誌的な「御仮屋守日記」は存在しなかつたようで、政綱が書き記したもののが最初のものであったと思われる。そのことを推測させるものとして奥書に左記のような記事が確認できる。

右日記の儀、跡々これ無く甚差支候につき、有成の通り書き記し置き候。付いてハ御覽の方御物笑いニも相成るべき哉と恥入り候得共、自分の差し支え候心入れを以て相記し置き候間、冠船城間詰成られ候もこれ有り候ハゞ、借上げたき旨の存念を以て書き記し置き候。尤も相済み次第慥ニ返弁ハこれ有り候様相違すべく候、以上。

この奥書から判断するかぎり、「御仮屋守日記」は政綱が職務を遂行する上で、これまで日記が存在しないために支障をきたすことがあったと

して、日記を書くことを実行したことがわかる。それ以後も「御仮屋守日記」は書き継がれたと思われ、その存在が確認されている（『沖縄民俗研究』第四・五・六号に福地唯方氏が「史料紹介」している）。

同日記を検討してみると、きわめて興味ある内容が記述されていることがわかる。御仮屋守は薩摩在番奉行の接待役という職務になつており、在番奉行の動向や冊封使渡来のさいの薩摩側役人の動きなども記してあるので、在番奉行等の薩摩役人の動静把握の資料としても貴重である。

薩摩藩の在番奉行が駐在するところを仮屋と称し、崇禎四年（一六三一）に創建されている（『球陽』尚豊十一年条参照）。仮屋は那覇西村にあつて、薩摩側の命を琉球に伝達・施行する機関であり、進貢貿易の

抜荷や薩摩往来の諸船の禁制品搭載・異国船の監視の任にあたったといわれ、構成人員は在番奉行のほか一番仮屋・二番仮屋・砂糖方・足軽・書役・与力仮屋の定式役十一人、横目・大目付・徒目付・書役・足軽の唐物方七人の計十八人からなり、本資料中で役々衆と呼ばれているのがこれにあたる。そのほか大和横目・仮屋守・別当・兵具当などの役職があり、後者の役職には那覇士族が任命されたようだ(『沖縄近代史辞典』)。それらの者以外に仮屋小姓や若衆、中間などの下役なども配置されていたことが、本資料の中で確認することができる。

在番奉行の接待にあたっては、御仮屋の役人はもちろんのこと、里主や御物城も腐心したようである。新奉行の赴任にあたっては、摂政・三司官が出迎えたり、国王・王子衆・三司官などによる招請や品物の進上などと、こまかい配慮が払われたようである。そのなかにあって御仮屋守は在番奉行所の建物の管理から諸役との連絡係などもしなければならず、その職務は多忙をきわめたようであり、三司官からの褒賞賜もうなづけるというものである。

また、冊封使が来疏すると、在番奉行および役々衆は浦添間切の城間へ移ることになっていたといわれているが、それを裏づける記事も確認できるし、冊封使一行が出帆した当日に、在番奉行をはじめ役々衆が跡見にてかけたりもしている。また後日、冊封使が無事帰國した祝儀のため在番奉行が登城するなどの動きがあつたことも確認できる。

本「御仮屋守日記」には添削したと思われる朱書きや挿入ないし削除した墨書きが確認される。同日記が役所に保管されるたぐいのものであったかどうかは判明しないが、少なくとも、本日記の文中に「城間日記」「御仮屋日記」「親見世日記」「御書院日記」などの日記の名が出ており、そ

のほかの資料としては「里主日記」「那覇筆者方日記」「大和横目日記」「那覇日記」「親見世方日記」「別當日記」などの存在が確認されるので、所管の役所には歴代の日記類が保管されていたと思われる。

本資料を翻刻するにあたっては、できるかぎり本文に忠実に直すよう配慮したが、誤解を招きやすい字句の分=錢、ホ=等、不=ほ、異字などは本字に直した。また、「江」「者」「茂」「与」「里」「而」などの変体仮名は、文字の級数をおとして表記した。虫損等により判読できない文字は□で示し、推定できる文字は()で示した。

なお、本資料の翻刻にあたって、不明の数文字は波名城泰雄氏の御教示を得た。記して感謝の意を表したい。

最後に、本書の古文書学的体裁を示すと左記のようになる。

外 題	欠落により仮題。日記の「記」の紙片あり
法 量	縦一四・四cm 横一九・八cm
時 代	嘉慶十二~十五年
表 紙	前・後表紙欠落。修理で保護表紙を新調
装 丁	仮綴じ(修理で四つ目袋綴じに改装)
紙 数	五十三紙
料 紙	楮紙
本 文 体 裁	編年条書。每半葉八行
保 存 状 況	小破(ただし修理済み)

嘉慶十二年丁卯十月廿九日御仮屋守被仰候事

右之通承届申候以上

十一月

御仮屋守被仰付候御祝詞并御拝之日三司官衆より御酒代被成下候付

錢五拾弐貳百弐拾六文

但御仮屋砂入上日用弐拾六人壱分壱毛

翌日罷登與力御取次御口御礼申上候事

同拾三貳弐百文

本文之通御印紙相済□□□給地御藏宛書之証文□□請取候尤諸料弐
覺拾貳文先例之通相進候也

錢五拾弐貳百弐拾六文

但御仮屋砂入上日用弐拾六人壱分壱毛

米弐石五斗起

但同所御門前砂入上日用六人六分

右私事新御奉行御仮屋守被仰口難有奉存候右ニ付而者公界料差廻申
候間例之通拝借被成下返上之儀者迎役次年る御法様之通上納被仰付

右御仮屋内外砂入日用賃錢として錢御藏より可被下候以上

被下度奉願候此旨宜様御取成奉願候以上

十一月

卯

十一月

右之通承届申候以上

本文之通五通相調印紙相済座ミ江相届候也

覺

覚

御仮屋内外破所（御船手・小細工・貝摺・普請・瓦）奉行見分之上

錢三拾八貳文

急度仕合候様尤御奉行様來年正月ニハ御入津被成之由候間來六日

十一月

取付屹与仕調申様被仰付可被下候以上

右之通承届申候以上

新御仮屋守
屋嘉部筑登之親雲上

十一月

卯

十一月

右之通承届申候以上

覺

十一月

十一月

古阿ミ拾三斤

雜水釣弐ツ 一 同湯子五ツ 一 同多んこ壱荷

伊舍堂親雲上

右御仮屋掃除用として砂糖座より借渡申様被仰付可被下候以上

覺

右之通承届申候以上

十一月

右御仮屋楚くり用として御船手より可被下候以上

十一月

親見世江御移之時此通正月掃除之時ハ七斤

十一月

新御附役二月朔日新御奉行より先御入津被成候付艾餅差上候儀里主御

物城得御指圖候処大和横目御兵具當迄吟味之上御奉行御入津不被成

内御横目足輕御取合無之例ヲ以差留候事

一

新御奉行三月十五日御入津被成候付御着船御祝儀之儀來廿二日三日

御障無之候哉之旨私江御物城ノ御日間伺書被相渡候付御用達御取次

一

且御門通ニ而相濟候様ニ与之趣取誌申上候処廿二日御障無御座段御

一

返答承其段御物城江相達候事

一

附御宿移御祝儀之儀新御奉行御入津之時一所可被成由兼而申上置

一

御入津之時本文之通直私御取次ニ而申上相濟候也

一

城間日記抜書

一

御奉行様城間村江御引移之時私并別當荷物夫式拾人ツゝ其外段ミ日記相見得候事

一

城間里主者當日早朝被伺御安否一同差越候事

一

里主御物城大和横目泊村藏敷之前ニ而致御盃見送有之候事

一

附今度ハ雨天ニ付屋嘉筑登之筆ニ而本文同断

一

浦添間切役ミハ村迦ニ而御迎有之候事

一

御有付并御料理等有之候事

一

仮里主始役ミ親見世人迄色衣ニ而御仮屋方御見廻有之候事

一

附翌日寵通候也

一

御奉行始役ミ足輕迄御有付被成下候為御礼御用達御使御役ミ足輕迄

一

仮里主所迄御内分之筋を以被寵出候事

一

御奉行所江御見廻之 上使被成下候事

一

附今度ハ翌ミ日有之候也

一

摠政三司官衆御鎖之側よりも御見廻有之候事

一

附前日仮屋守を以御日間伺之上五月十三日本文同断

御奉行御涼仮屋里主ル兼而申付作調させ候事

附もか礼之儀城間躍有之節ハ取除殊荒場ニ而時ミ吹堂をされ候故

一

御奉行御案内之上此節ハ取除候也

一

五月五日之節句として仮里主始當詰役ミ足輕迄寵通候事

一

附那霸役ミハ人数分ニ而節句又ハ時ミ御見廻有之候事

一

攝政三司官衆申口衆右同断

一

右之御祝儀として御役ミ御客屋迄被寵登候事

一

勅使御到着御規式御先格之通首尾能被為候為御祝儀御奉行様ル御

一

附役御吏御役ミ衆も仮里主所迄被寵出候事

一

御奉行様江伊江殿内與那原殿内より右御奉行様御出帆被成候御祝儀

一

可被仰上之處冠船御渡來ニ付而者御用多御座候故御内分ル宜御取計

一

被成候様御願被置候付御仮屋守江も御相談被成候処義村御殿崇原殿

一

上八右御祝儀被仰上候処右通ニ而著御都合向如何ニ候間猶又吟味之

一

上取計候様被仰越御紙面之趣御両所江申上候処明日迄者段ミ差當候

一

御用有之候間來ル十六日七日之間可被仰上候間其内御都合向御取計

一

被成度旨申上候様被仰付候間左様御心得可被成候此段及御返答候以上

附此節接貢船ハ破損ニ付其段仮屋守を以申上御土產者差上不申餘

者本行之通

此節も其通仕置候也

一 御仮屋所ミ雨溜有之候間今明日中取繕有之候様被仰付被下度奉存候

此段申出候以上

御仮屋守

御乗船

太子様被遊 御誕生且冠船首尾能被成御出帆候為御祝儀明後廿八日御奉
勅使御乗船十月廿日御出帆

行様御役ミ衆御客屋迄御登御挨拶も御座候ハ、御登城被成管之旨御

仮屋守宮里筑登之親雲上承申候此段致問合候以上

十月十六日

御鎖之側御方

糸数親雲上

六月九日

宮里筑登之親雲上

屋嘉部筑登之親雲上

右通雨漏有之候段申出候間仕立物奉行見分之上急度有之候様被仰渡
度候以上

六月九日

宮平親雲上

糸数親雲上

高江冽 親雲上

一 五月十日御奉行御役ミ城間村江御引越ニ付いつもの通御供ニ而罷越

十月廿六日

高江冽 親雲上

糸数親雲上

高江冽 親雲上

一 御仮屋并仮里主御仮屋守詰醫者御駕籠昇之儀浦添間切る雇夫を以相

達候事

一 八月十五日夜仮里主より被相招候付御兵具當高麗餅二甄詰醫者ハ毫
尺重武次御仮屋守別當兩人ニ而満んちゆ持參有之候付皆共御座江差
出銘ミ持參候段致披露御膳向盛合ニ而差上候事

附此度十五日夜ハ中秋宴ニ付流ニ相成候也

一 九月十三日為月見御奉行様御役ミ仮里主より招請ニ付御兵具當高麗
餅二甄御仮屋守らまん頭詰いさハ阿んもち持參有之候也

一 九月十七日御奉行御役ミ普天間御参詣ニ付仮里主八寸重一組御仮屋
守七寸重老組醫者ハ六寸重老組持參ニ而御列有之候也

一 冠船出帆之當日御横め老人御附役老人足輕老人那霸筆者老人寄問役

よりハいつも之通差上候也

附此跡冠船通之儀ハ都而相記不申右抜書てんを懸置候尤右抜書
二此度此節与有之等ハ當詰之事ニ而候也

一 王子衆三司官衆其外御見廻并何歟被差上候御礼之儀此跡ハ里主所
迄被罷出候処今度ハ無之様里主存分を以申上候処御仮屋方都合向不
宜儀与被存含筋有之由を御書役より私江被申候付其段申入候得共最

初同断之返答有之無是非其通仕置候付為見合書記置候

一 每月朔日十五日廿八日礼廻之儀田舎詰之事ニ而此跡も無之ニ付其趣
御用達御取次ニ而私ラ里主申付筋を以申上候尤餘之役ミ衆江是又御
咄被成度取誌申上候事

附月越見廻之着野菜并折め物等も差上不申候尤那霸ニ罷居候役ミ

壺人為跡見那霸江被差越候先例御座候付御奉行様も御内ミタ御差越
唐人住居跡御見物被成候由致承知候間私御列ニ而差越申管御座候尤
那霸役人方江も申越置候此段申上候以上

一 王子衆安司衆三司官衆江何歟ニ付御使御仮屋守親方以下別當ニ而候事

本文振廻之野菜ハ間切入仕置候尤先例ニハ肴迄も間切入ニ而候處何様

一

七月三日御奉行様御書役御用達旅宿ニ御出ニ付御茶御茶臺三而上御

多葉御吸物二ツ上御硯ふた三ツ御料理本膳五ツ組ニ手引筈寒上御茶

菓子間之吸物四ツ上硯ふた壺ツ井三ツ夜之九ツ時分御帰被成候事

附里主御兵具當進物有之候へ共私并別當ハ差上不申候也

一

八月朔日冊報ニ付夜之八ツ時分城間御出達浦添番所暫御扣佐敷御殿

ニ而被成御着替明六ツ時分御書院より御注進有之候付同所江同奉行

一

御案内ニ而御出被成候尤御帰之儀平等之側々跡見之首尾被申上夜之

一

五時分御帰之事

附八朔御祝儀之儀私々相伺御流ニ相成候也

一

文野菜之儀里主御相談之上御奉行所午房一丸ニ冬瓜一粒御役々足輕

江同一粒ツゝ差上候事

一

八月十五日中秋宴ニ付夜之八ツ時分城間御出達直大美御殿江御出被

成候尤御帰之儀冊封之時同断

一

九月十三日里主△場江御申請ニ付御兵具當高麗餅二甄い者あん餅

壹尺重武次御仮屋守別當兩人ニ而まんちめ百粒差出候也

一

九月廿六日御奉行役ミ衆普天滿御參詣付里主八寸重一組御仮屋守七

寸重一組醫者柴葉餅つり臺二別當八寸二重若衆弁當一持參ニ而罷出

御奉行御參錢青銅百疋小姓江持せ御仮屋守相付大夫江渡御役ミ之等

ハ

間役より直大夫江渡勤相済候段大夫ミ御仮屋守江相達候得ハ御仮屋守より其段申上御參詣被成候事

一

勅使様御乗船被成御出帆候ハ急度御仮屋修甫彼是仕合申様構之座

附御役ミ衆之御參錢ハ御心次第之由ニ而段ミ多少有之候也

一

江私申出仮里主御物城次書を以印紙申請兼而相届置御乗船早速ル

仕合させ候事

一

古綱拾三斤御船手ミ右通之向を以尤印紙ニ而請取候事

一

庭簾六本親見世ミ同断

一

掃除當兩人里主御物城江申出掃除方御入津同断

一

錢六拾五貴四百式拾六文

一

但砂入上日用三拾式人□分壱リ三毛

一

同三拾八貫文

一

同掃除上日用拾九人

一

右御仮屋掃除用として尤印紙を以錢御藏より請取候事

一

本文之通相用度ハ大破手形ニ而相届候也

一

雜水釣式ツ一同湯子五ツ一同多んこ壺荷

一

右砂糖座ミ印紙を以借入仕候事

一

御仮屋修甫掃除させ用として時ミ御奉行様江御暇申上見廻仕候事

一

十八日十九日切修甫掃除相調候間廿日より先如那霸御引移被成候様

里主ミ御用達御取次同十七日申上候處廿五日被召移御返答被成御座

一

候事

一

附廿日迄ニ者不相調候近御物城安元親雲上不都合申上不天而已段

ミ不都合有之御奉行様御内沙汰之趣有之私より御用達御内談を

以事能相済候也

一

十月廿五日四ツ時分城間村御出達泊御殿之後松原ニ而御物城八寸

一組大和横目惣中ニ而一組御坂御迎相済八ツ過時分御仮屋御着被成

候付親見世調之御料理里主御物城御相伴二而上御有付差上候儀御入

津同断併品員數ハ相替候事

其翌ニ廿七日御引越御祝儀として上使并王子衆以下仮屋守別當迄御

入津御祝儀同断

一 御仮屋守別當引移夫式拾人も間役江申出相達候事

附御奉行若衆之儀諸事別當同断併御奉行御申請之儀者先例無之ニ

付差留候也

一 城間滯在中毎日野菜入之儀公儀る被召留由相答候處那霸筆者我根古筑登之親雲上より里主申請之時者間切寄を以為致用弁由相聞へ候上ハ何様訣も為有之哉往々為見合書記置候事

一 い者喜久村筑登之親雲上者城間村ニ而ハ宿狭由を以那霸筆者ニ而翌年正月十一日御奉行御書役御用達御申入ニ付里主御兵具當私御相伴仕候事

一 正月十七日京堂ら御奉行所江參候付米壺舛しほ壺升炭壺升昆布壺メ燒酌四合扇子二本錢五貫文生か被下候事

上様御不例氣ニ付正月十一日御年頭者被召延ニ二月十七日御登城且遂冊

封御祝儀も右ニ付被召延同廿七日四ツ時分御客屋御扣被成候付御番所ニ而御太刀二腰御目録式通ハ私より御附役江相渡候尤御馬代錢ハ御客屋ニ而御役ニ足輕進上納前御書院方江相渡候且又御奉行様南風御殿被為濟御着替所ニ而御着替夫より於御書院御料理御頂戴御書院奉行御案内御用達私ハ御供ニ而西之御殿江口通躍共御見物相済夜五ツ時分御帰被成候事

附冊封又ハ年頭御祝儀ニ御奉行様御登城被成其翌日御礼ニ御客屋迄御登被成候節ハ王子衆三司官衆之内々御腰懸被成候様被申上

管候へ共此節ハ冠船ニ付御招請遲立候間可成程者其節御招請ニ相成候様私可取計与被仰渡候付其趣私ル御用達江内ニ申請其翌日毎御招請相成候也

一 三月二日御奉行様御役ニ付石燈爐御寄進ニ付里主御物城提重大和横

め御兵具當私七寸重一組ソム別當八寸二次持參仕候尤内金宮ニ而ハ親見世タ之御茶計上住寺勤相濟直御仮屋ニ而御吸物御取肴出御取替相濟候付御横目御附ニ御模合持參之七寸重一組相披次ニ里主御物城我ニ迄昨ニ御取替相濟御吸物御取肴御茶飯出罷歸候且又足輕大和船頭共ハ前ニ付石燈爐立合方罷出候付別座ニ而御馳走被下候事

附住寺江御奉行様青銅百足御役ニ惣中ニ而右同断相進候也

一 三月三日於垣之作場之馬御見物ニ付七寸重一組持參ニ而御取替仕私并別當重ハ兼而御奉行様江差上候段役人迄申含置御取替相濟せ直御仮屋江差上候尤あふし者らへ八月十五日夜右同断ニ付相知不申候事

一 冊封御祝儀御登城被成候御日間伺相濟候付

上様御下御座被遊管候処いつ比御下被遊可然哉之旨表向ハ里主ル被申上管候得共先内ニ私より相伺候段申上候処御用達御使を以大和船至着不致内ハ諸事御不自由候間大和船參四月比被召度御座候段里主江御返答有之候事

一 三月十二日御用達御使を以來同廿日内外

上様被遊御光駕様被申上含候処都而御座向相懸候等ハ御物調被仰付度里主江被申達候且又御膳并御道具類都而御前向相懸候等寄拝借被仰付度私御使を以里主江申入候尤委細ハ御仮屋日記又ハ親見世日記相見得候事

之時同断併平常る相重候等左相記置候事

普請奉行所

一 御書院前庇上かやニも柱唐竹ニ而仕合候

御船手

一 御仮屋御書院庭御吆喚前御門道筋砂置替并内外立砂且又同所御門内

浮道側る御書院階迄御通筋故砂高式寸横式尺

錢御藏

一 錢六十五貫四百文仮屋内外之庭掃除并内庭砂入上日用三拾式人七分

賃錢三拾八貫文仮屋内掃除上日用拾九人賃錢

小細工

一 御書院并御着替所裏御座床襖間腰障子之類張替且御書院御着替所御番所疊仕替尤引手仕替又ハ床縁あかり付合方迄も小細工江印紙相届

候得者同所る各構江相達仕合させ候也

親見世

一 庭第五本印紙を以請取候事

御書院

一 御書院御縁類毛氈敷付并御靈所御小便所紺縫筵敷付其外御前向相進

候等ハ惣而公義調ニ而御書院日記委細相見得候故略之

上様三月廿二日孔子廟被遊 御参拝段兼而里主より御用達御取次を以

申上候付其時附役御使有御座由里主江返答仕置候且又當日附役御使

被成候付右為御礼御書院當御兩所迄參上有之候事

一 相撲稽古ニ付當日之御用ニ也可相成候哉之筋を以肴一折七斤燒酎一
瓶差上候事

一 當日御供廻り御書院奉行一人申口兩人當兩人座數兩人御小姓兩人其
外役々七人同詰人數書院奉行兩人當式人御小姓六人其外前日當日詰
人數壹日三五拾式人ツゝ尤御馳走方之儀者下座ニ相見得候且御供廻

人數ハ御書院奉行當江之晚御馳走同断御吆喚ニ而御相伴無ニ有之候

且王子衆三司官衆與力小姓ハ御家來座ニ而御書院御茶道同断之御馳

走有之候事

一幕四頭御船手より印紙を以拝借仕相撲頭取江相渡候事

一 四月廿五日 上様御下被遊管候間御書院奉行當以下役ニ御引列被

御下御膳部并御座被成御見分度御有呑呴品書等差上私御使を以御書院
參上御仮屋御尋合之品書等差上候付同十六日同所奉行兩人同當兩人

御物當四人御茶道兩人御包丁一人御膳部持參ニ而被罷出候尤御書院
奉行當之衆ハ御座ニ而御奉行御相伴を以三獻相濟故物下附役兩人書
役罷出御吸物四ツ計御取肴五ツ出五ツ組ニ手引巻ツ之御馳走御茶葉
子迄出夜之五ツ時分被罷候事

附御物當御茶道御包丁人ハ上御番所ニ而本文同断之御馳走有之候

也

一 右ニ付御肴六斤差上候事

四月廿四日御下

五月當日

右日

一 宮仕三人

一 同六人

一 膳配六人

同廿七日御土產御開之時

同廿七日御土產御開之時

同廿八日

一 同七人

一 膳配四人

一 宮仕五人

廿八日

一 膳配兩人

一 掃除夫之儀掃除奉行る間役江相達差出させ諸事仕合させ候尤兼而請
取置候日用錢を以茶請被成相進候事

一 来廿五日

一 上様被遊 御下候為御案内攝政讀谷山王子様御在番所江四月廿一日御
出ニ付御鎖之側兼ヶ段親雲上里主宮平親雲上御一同被成御出候付御

奉行附役衆一人御相伴二而御三獻出被御帰候右之為御礼翌日附役衆

御使を以御客屋迄被成御登候段里主江申出候事

一四月廿七日御土産候段ニ付王子衆三司官衆御物奉行申口御出ニ付御

三通之御料理段ミ被差上殊相撲迄被入御覧候付花として王子衆御一人より青銅千疋三司官衆御一人右同物御奉行申口御一人ニ而青銅弐百疋ツゝ相撲入江被下候事

附王子衆御一人ニ而與力兩人小姓五人三司官衆御一人ニ而與力一

人小姓三人下供迄被召列候也

一同廿八日惣役長史里主御物城大和横め御兵具當也右同断ニ付惣役長

史那霸役人者一人ニ而青銅弐百疋ツゝ大和横め御兵具當模合ニ而青銅五百疋被差遣候事

附私并別當ハ肝煎故青銅ハ不差遣例之通私別當御奉行江右両日共

差上候也

(候事)

一 同廿九日大和船頭江右同ニ付御肴差上□□

上様御在番所江被遊 御光駕候儀被召延候付御飯屋修甫掃除等之諸手形ハ最前之通座ミ江相届所ミ相破候等見分之上仕合候尤疊障子襖間之儀ハ最前之等ニ而相済せ候御飯屋楚くり用之古綱ハ本物取受八斤充印紙を以御船手ル請取候事

錢御藏

一 錢六拾五貫四百文御飯屋内外庭之掃除并内庭砂入又ハ疊取出楚くり用上日用三拾弐人七分賃錢として印紙を以請取候事

右同

一 同三拾八斤也同所内掃除用上日用拾九人右同

一 庭築五本親見世より右同

一幕借入之儀ハ右手形を以相達候事

上様來十三日被遊 御下管之御案内として讀谷山王子五月十日御在番所

江御來光之儀四月廿一日同断

一 御書院奉行當兩人ツゝ御小姓六人其外役ミ下遣也罷下候付奉行當御

小姓ハ御奉行様横め一人附役一人御相伴を以御吸物一御取肴三ツ計

御酒差出四ツ組手引一ツノ御馳走前々當日之朝迄有之候當日晚ハ

御帰城以後御吸物四ツ御取肴五ツ計御酒段ミ差出本膳四ツ組二膳

三組之御料理菓子迄有之候御茶道其外之役ミハ次之御座ニ而御取肴

二ツ計御酒差出四ツ組之御馳走前々當日朝迄當日晚ハ・御帰城以後

御啖喚ニ而御吸物一ツ御取肴御酒見合差出四ツ組手引一之御馳走有之候奉行當御小姓供并下遣ハ前々當日迄臺所ニ而壹汁一菜御馳走有

之候右之肝煎方私ハ御前向差遣候故別當又ハ大和人共ニ而諸事取計有之候事

附御菓子ハ御近付大和人ル差上候也

一 五月十三日御在番所江 御光駕之御時御奉行様ハ書役用達私被召列

御本門敷類被成御迎候横目附役大和横め足輕ハ御本門外ニ而御式礼御物城ハ御本門内毫間め敷筵ニ而御迎里主ハ御中門より御案内有之候事

私別當其外役ミハ朝衣冠親見世之宮仕膳配人者色衣ニ而候事

一 相撲入江花之儀先例無之候処翌日土表取こやし方有之候間子共迄引列見物仕候様御奉行様より御丁寧ニ被仰下殊御奉行ル青銅千疋酒樽一ツ被成下候付私別當兩人ニ而青銅二百疋相進候事

一 御下之時諸事被成御心配候御禮として御書院奉行當御小姓宿迄私御遺有之筋申分御書院參上御礼有之候事

一 御下之時御膳部并御次第書御座配書委細親見世日記相見得候故畧之

候事

一 六月二日繩挽ニ付里主御物城八寸重一組ツヽ大和横目御兵具當私七寸一組ツヽ別當八寸重二次持參を以御盃相濟里主御物城私別當菓子メ物者盛合ニ而最前差上大和横目御兵具當ハ赤飯ノ物盛合ニ而時分見合差上候事

一同十九日久茂地普加地繩挽御見物被成候様御物城より被申上候処御奉行様御暇乞ニ付御役ミ計被成御出候尤いつ連弁當持參有之候私も弁當之筈候處御奉行御出無御座ニ付罷出不申候事

一 六月廿五日かしき御奉行様八寸重一次御横め兩人御附ミ兩人足輕兩入役人迄七寸一次ツヽ小姓中一尺一重中間中八寸一重相進候事但八寸重下次ニ毫外毫合之例

附八月も同断 米式斗先小豆菓外五合五勺白米ニ而ハ壹斗五升計
二而白かしき之時も大概白米壹斗五升計

七月十日

一 文野菜御奉行處江冬瓜二粒水瓜一粒御横め御附ミ足輕迄冬瓜二粒ツヽ差上候大小ハ段ミ見合有候事

一 七月十四日湯子御奉行様御書役御用達大碗一ツヽ役人筈寒一小姓中飯鉢一中間中小飯鉢一差上候事

附御奉行様者散砂糖役人以下者黒砂糖ニ而候也

一 九月十七日御奉行様御役ミ衆始而招請ニ付御前菓子者那はうる御薄茶御本御皿御汁御小皿御飯御二御小平御汁御糸目御三御大平御引物御引肴御吸物御盆御肴御茶菓子丁子餅御薄茶御後茶（和風かすていら・おへ老餅・ほうかん・九年母）御薄茶間之菓子二ツ（二色むしかう・江戸高麗）同吸物八ツ同御肴招御後段御中皿温□御引汁差上

候足輕役人も右同断取着五ツ差出候御仮屋小姓四人別當若衆賄御小姓迄一座ニ而始而皿汁小皿免し小平手引筈寒ニ茶菓子葛餅盛合菓子高麗餅五切間之吸物五ツ取肴硯ふた三ツ井三ツ差出候御仮屋中間三人馬佐事一人親見世佐事兩人ハ皿汁免筈寒硯ふた二ツ燒酎差出候加籠かき諸道具持之疏夫拾三人ハ汁皿免し差出候脇仮屋草取ハ汁皿

本文去年冊封御祝儀之時崎山願出私有増之次書を以申出候先例無之逆被差帰候ニ付此度ハ本文之通委細私次書を以申出候ハ其節無調部之筋を以此度筑登之座敷位被成下候以後為見合書記置候也

附病氣ニ付御出無之方江ハ後菓子間菓子重入付差上候且又留主番之小姓江者高麗餅五切色菓子ニ一切相進候也

恐多御座候得共申上候私事

本文去年冊封御祝儀之時崎山願出私有増之次書を以申出候先例無之逆

被差帰候ニ付此度ハ本文之通委細私次書を以申出候ハ其節無調部之筋

を以此度筑登之座敷位被成下候以後為見合書記置候也

口上覓

何々相勤申候事

賀慶拾弐年丁卯十一月御仮屋御門番被仰付當分相勤申候事

附冠船御渡米ニ付城間村迄差越首尾相勤候

右通御奉公相勤申候条此節筑登之座敷御位被成下度奉願候此旨宜様被仰上可被下儀奉願候以上

御仮屋御門番

巳 九月 崎山爾也

右崎山爾也事去年筑登之座敷御位奉願候處先例無之由ニ而御下被下候上又以申上候儀御成合之程も如何敷御座候ハ共門番之儀御仮屋方江被召付役ニ而勤年數御見合を以筑登之座敷御位被成下様以詰講成仕合ニ而年頭其外何楚屹立候場ニハ御祝儀御礼等申上餘之下役共ニハ相替差立候勤仕候付門番ハ向後赤八巻御位添而被仰付度糸嶺親雲

上御仮屋守之時願出其通被仰付被置候付而ハ何連冊封御祝儀ニ付而

者其御見合をも可有御座哉与奉存候處先例無之迎不被仰付段致承知

候去申年冠船御渡來之節之門番ハ黄八卷迄致頂戴居候者ニ而不奉願

故先例無之候且又常式親見世佐事も五ヶ年詰込筑登之座數位被成下

御模之様承知仕候處去年冊封御祝儀ニ付而ハ勤年數無構被成下且又

城間詰佐事ハ赤八卷位添而被仰付一年之内筑登之座數位迄頂戴又候

御仮屋宿主ハ宿借上候筋を以御位被成下管御座候へ共宿付与申何

之勤も無之者共ニも一位ツゝ被下置候處御仮屋門番ニハ右ニ申上候

通之勤向殊御入洋早速る當分迄昼夜詰込且又例年ニ替城間迄差越相

勤候付而ハ右佐事宿付杯々ハ重方ニ相見得候處門番江計上被成

下候而者御奉行様御聞通も御座候而ハ御都合同も如何与奉存申上事

御座候条御障も無御座候ハ此節筑登之座敷御位被成下度奉存此旨

申上候以上

御仮屋守

屋嘉部筑登之親雲上

巳
九月

右申出之通成被下度奉存候以上

十一月

安元親雲上

宮平親雲上

一十二月廿二日御奉行御書役御用達歳末御咄御出ニ付御吸物七ツ本膳

五ツ組ニ手引一ツ料理茶菓子硯ふた四ツ長盆一ツ井三ツ御夜食迄差

上候且又御相伴御物城大和横目一人御見廻同兩人尤御用達病氣ニ付

附役一人御奉行ハ被相携被罷出候事

一十二月八日鬼餅御奉行一本横目附ミ九本ツゝ足輕并役人七本ツゝ

小姓中間五本ツゝ相進候尤米壹合三而三粒ツゝ相作候事

五十五分

但長七寸程老ツニ而白米四勺ツゝ御物城之例

一同廿八日御奉行所野菜二色横め附ミ足輕迄同一色ツゝ相進候事

一正月六日御奉行御書役御用達三社御參詣御腰懸ニ付御三獻出本膳五

ツ組手引一ツ料理茶菓子間之吸物九ツ硯ふた三ツ長盆二ツ井三ツ御

夜食迄差上候且又御相伴里主御物城御見舞大和横目兩人相勤候尤用

達ハ病氣ニ付不罷出候事

附役人小姓本膳五ツ組吸物五ツ取肴五計差出候大和中間ハ本膳四

ツ組疏中間ハ一汁一菜免し差出候右馳走方之儀者招請外ハいつ

も此通ニ而候也

一正月十七日親見世江御宿移被成候付御肴八斤差上候尤修甫掃除賃錢

右調尤印紙等之儀ハ御入津同断

附門番并馬佐事草切貢錢之儀日々私共請取を以相渡申様私并別當

差紙御印紙申請申渡候事

同廿六日普天滿御參詣ニ付七寸重一組持參ニ而御列仕候事

一御宿移御祝儀之儀御鎖之側々ハ御日間相伺候處里主私取計新御奉行

御入津御祝儀一所可被成由其通相成候事

一二月十六日御奉行御書役泊平の川江御歩行御腰懸ニ付硯ふた三つ井

三ツ吸物三ツ四ツ組手引壹ツ御料理差上候事

附方々御越之時ハ弁當持參仕候得共是迄相記置候也

一三月三日艾餅御奉行様拾壹枚役ミ九枚ツゝ足輕役人七枚ツゝ小姓中

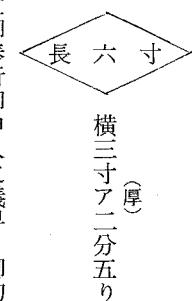
間五枚ツゝ差上候事

附餅上白米七升さゝ上白米壹升取合八升ニ而百四拾粒相調候尤少

餘計有之候且又垣作江持參七寸重ハ去年同断

但壱枚二而白米五勺ツ

且又古横め衆足輕御宿移も翌日四斤口二而候へ共本行同断
(計)



一 三月廿七日御茶屋江御奉行御申入之儀早ニ御初米被仰入度候得共當分

上様御癪氣ニ付御鎖之側伊舍堂親雲上三司官衆御使之由ニ而私取次を以

被召延候得ハ隨分御療治可被為召旨如□度候併先様色ニ御障入可有

御座候間可成程ハ早めニ被召成取計ハ有之間敷哉御尋御座候付則私

一存を以申上候ハ御癪氣之御事候得共外了簡ハ無御座候得共御名代

ニ而也被為濟候ハニ隨分被御整等之由申上候得ハ弥可宣旨御奉行

御内沙汰御座候段伊舍堂江申上候依之此取膳ハ上段之事候間此段三

司官衆江被申上由ニ而被罷歸於後日右伊舍堂并里主三司官衆より御使

之筋ニ而當分御療治被為召御事候得共万ニ御快全無御座候ハニ御名

代ニ而相濟候ハニ來ル廿七日來月四日之間御申入可被召由私ニ而可

申上旨被仰付候付其段御奉行江申上候得者當分ハいつもの通ニ而万

一御快全無御座候ハニ御客屋ニ而ハニ右之段申上表向御茶屋ニ而

申上候筋ニ而兼而申上置首尾能相濟申候事

一 右御礼として翌日御客屋御登被成候付美里御殿江御腰懸被成候事

四月九日御宿移御祝儀ニ付御奉行所并附ミ衆迄三合瓶一双ツノ目録

取誌差上候事

附新古里主御物城ハ提重持參ニ付御奉行ル三献井頭素麺取肴覗ふ
た四ツ計差出候也

同廿九日御誓詞之儀御癪氣之御事ニ而召延被置候處右之御事御座候
ヘハ左も可有御座候ヘ共有御療治方ニ付而者田舎方ニ 御光越も被
遊御事候得者萬一大切成御勤事御延引被為 召筋共ニ御國元御聞通
も御座候ヘハ御奉行被及御呵候儀ハ勿論御當地御役迄も可及御沙

汰儀も可致出来哉甚御心配之由御奉行又被仰聞候付私申上候ハ右牀
之儀ハ琉球方も甚御心配之御事候得共御癪氣之御療治方ハ 御歩行

向第一之事ニ而右次第候得共施略之筋共御聞通も候而ハ別而如何御

事ニ而奉驚御心候御誓詞之儀往古ハ兼而被為整候而御見届迄御座候

様ニも為有御座段承知仕候乍恐右牀之御取計共ニハ有御座間敷哉与

一存を以申上候得ハ假令往古ハ右様為有之事ニ而も適ニ成御檢見候

段御國元江申上候上ハケ様ニハ難被成候併當分之御事ニ付而ハ
上様 出御 御一礼被為召 御血判さハ被為遊候ハニ可相濟旨御奉行
御咄為有之段里主江申出候右ニ付御鎖之側伊舍堂親雲上里主所江被
相下私被召呼被仰渡候ハ當分右御同斷之御事候間 御血判迄被為

召筋ニ而外之御礼儀向御料理抔ハ不被召揚様ニ与之申上様ハ相成

間敷哉与撰政三司官衆より猶又委細被仰渡由段ミ被申候趣申上候

得ハ御取請も宜御座候而右之趣新奉行江被及御相談候處御誓詞ハ御

大切之御勤故兩御檢見被成事候間御誓詞神文之讀方ニハ被為召 出

御候上被遊 御血判外之御勤ハ何事も不被為 召様御座御次第書御

調被下候付其段取誌申上候得ハ後日又伊舍堂里主所江被相下右之一

件ハ御奉行様御陰故与撰政三司官衆難有被存候間弥其通可被為 召

旨且御名乘請判ハ兼而被為召旨是又取誌申上相濟候付來廿九日來月

六日之間御障無御座候日御誓詞可被為召旨新古御飯屋守各奉行江可

- 申上旨被仰渡候付相伺候得者廿九日無御障由御返答御座候右ニ付御初米之 上使内御通三献之御吸物被差出當日へいつもの通ニ而相勤候尤御案内ハ新古兼而里主計ニ而相濟候事
- 右御礼として翌日 上使又ハ攝政三司官衆御下重御礼被申上候事
- 五月四日御奉行様御乗船江爬龍舟御見物御越ニ付弁當持參ニ而罷出七ツ過時分乗船より御供ニ而罷歸候事
- 一同五月棕之儀御奉行江七房御役ミ足輕役人迄五房ツヽ小姓中間江三房ツヽ尤小姓江一重中間江一重ツヽ入相進候事
- 附白米八升ニ而ハ棕百二十粒相作候也
- 同十二日御用達堀長藏殿死去ニ付香奠青銅二十疋短香一把差上候且又四十九日之吊被相呼候付あん餅八寸一重短香一把持參ニ而罷出候事
- 附別當ハ香奠青銅十疋短香一把相進候四十九日ニハあん餅八寸一重持參有之候也
- 五月十七日御首途之儀御奉行より御尋御座候付御誓詞被為済候ハヽ早速被申上御舍之處其以後又以被為差發未不被申上甚御心配之由御返答仕候然者御不例氣之御事候へハ御斷可申上候得共適御先格を以被為召儀ヲ御断申上候儀如何与御存舍御座候間
- 上様 出御被為 召候御場所ニハ攝政御勤被成候而御鎮之間ニ而成共暫出御御挨拶御座候ヘハ随分可宜候若夫近も近被遊御座候ハヽ其段被申上候而も少も御差支ハ無御座段御嘶御座候段里主江申上候得ハ後日伊舍堂被相下右躰之儀ハ難有御事候間其通ニ而相濟候様可申上其旨被仰付其段申上御障伺御初米等ハいつもの通ニ而首尾能被為済候事
- 一 五月十八日右御礼として御客屋迄御登被成候付王子衆御模合候餞別被為成候由ニ而兼而御挨拶御座候而宣野湾御殿江御出被成候事
- 一 同廿日御奉行附役書役御乗船ニ付三合瓶一双ツヽ目録取誌差上候御奉行江肴八斤御書役江肴七斤計差上候其時新古里主御物城御出之時御宿移同断
- 附古横め衆足輕翌年五月二日本文同断
- 一 同廿一日御餞ニ付 上使宣野湾王子内御通三献之御吸物其外取肴硯ふた五ツ計ニ而頭素麵被差出候事
- 附王子三司官衆右同断
- 一 五月廿二日右御礼として御客屋迄御登王子衆三司官衆御宅江ハ御門通ニ而與力大親之間御取次ニ而御通之御挨拶無之様兼而私より里主江申出候尤古里主宮平親雲上宅江御出被成候事
- 一 同廿四日御奉行御書役餞別之儀私別當若衆模合ニ而御馳走方諸事ハ正月三社御腰懸同断
- 一 正月より六月三日迄私并別當御扶持方被成下度申出先例之通被成下候事
- 一 六月三日御奉行御書役御出帆ニ付御船元迄御列ニ而御暇を以罷歸候事
- 一 六月八日御附役兩人御出帆ニ付右同断
- 一 正月十七日御奉行親見世江被成御宿移六月三日ニハ被成御出帆候ニ付門番并馬佐事草切一紙私并別當差紙御印紙申請賃錢相渡候事
- 右日記之儀跡ミカ無之甚差支候付有成之通書記置候付而ハ御覽之方御物笑ニ茂可相成哉与恥入候得共自分之差支候心入を以相記置候間

冠船城間詰被成候御仮屋守尋も有之候ハゝ借上度□之存念を以書記
置候尤相済次第隨ニ返弁ハ有之候様可相達候以上

嘉慶十五年庚午六月九日

小笠原彥六郎御仮屋守繁氏

屋嘉部筑登之親雲上

政綱

沖縄県立博物館紀要

第 13 号

1987年3月20日 印刷

1987年3月31日 発行

編集・発行 沖縄県立博物館

〒903 那覇市首里大中町1の1

TEL (0988) 84-2243
86-4353

印 刷 (株) 南 西 印 刷

〒903 那覇市首里石嶺町1-127

TEL (0988) 84-4321 (代)